

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 5 号
発行日 令和 4 年 1 1 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○条 例

- 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・1

- あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の廃止
(観光交流課)・・・2

- ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例の廃止
(農政課)・・・3

○規 則

- あやべ山の家の管理及び運営規則の廃止
(観光交流課)・・・4

- ふるさと味あやべ工房の管理及び運営規則の廃止
(農政課)・・・5

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・6

- 綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱の一部改正
(保健推進課)・・・7

- 令和4年9月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・14

- 綾部市障害児通学支援事業実施要綱の制定
(障害者支援課)・・・15

- 綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱の制定

- (高齢者支援課)・・・23

- 令和4年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付要綱の制定

- (こども支援課)・・・29

- 綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱の制定

- (農政課)・・・34

- 綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱の制定

- (農政課)・・・40

- 綾部市公共下水道供用開始告示

- (下水道課)・・・47

- 令和4年9月綾部市議会定例会において議決を経た予算及び認定された決算の要領の公表

- (財政課)・・・49

- 綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱の制定

- (社会福祉課)・・・50

- 令和4年9月末における財政に関する事項の公表

- (財政課)・・・57

○公 告

- 所有者の判明しない動物の収容について

- (保健推進課)・・・85

- 所有者の判明しない動物の収容について

- (保健推進課)・・・86

- 所有者の判明しない動物の収容について

- (保健推進課)・・・87

- 所有者の判明しない動物の収

容について		・ 公示送達	(市民・国保課)・・・204
	(保健推進課)・・・88	・ 公示送達	(税務課)・・・205
・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について	(保健推進課)・・・89	・ 綾部農業振興地域整備計画の軽微変更について	(農政課)・・・206
・ 公共下水道管渠築造(4-1)工事と公共下水道関連配水管布設替(4-1)工事公募型指名競争入札について	(監理課)・・・90	・ 綾部農業振興地域整備計画の軽微変更について	(農政課)・・・207
・ 市道片山村中2号線改良工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・102	・ 市道瀬尾谷線(大手小橋)橋梁補修工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・208
・ 上杉町防火水槽新設工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・112	・ 4災第2905号市道国道薬師谷線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・218
・ 本庁舎地階改修工事(建築本体工事)条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・122	・ 4災第2902号市道西山線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・228
・ 総合運動公園体育館トイレ改修工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・132	・ 市道駅前宮代線舗装工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・238
・ 本庁舎地階改修工事(電気設備工事)条件付一般競争入札について	(監理課)・・・142	・ 公募型指名競争入札公告の取り下げについて	(監理課)・・・248
・ 共有者不明森林について	(林政課)・・・152	・ 公示送達	(税務課)・・・249
・ 第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について	(高齢者支援課)・・・159	・ 公示送達	(税務課)・・・250
・ 市有財産(土地)の売却一般競争入札について	(監理課)・・・179	・ 綾部農業振興地域整備計画の変更及び意見書の提出等について	(農政課)・・・251
		○教育委員会告示	
		・ 令和4年度第7回(10月)綾部市教育委員会会議招集告示	

	・ ・ ・ 253
○教育委員会教育長訓令甲	
・綾部市立の小学校及び中学校 に勤務する府費負担教職員の 服務に関する規程の一部改正	
	・ ・ ・ 254

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第26号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1 鍛冶屋定住支援住宅の項を削る。

別表2 鍛冶屋定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第27号

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例（平成25年綾部市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

条 例

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第28号

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

ふるさと味あやべ工房の設置及び管理に関する条例（平成2年綾部市条例第13号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

規 則

あやべ山の家及管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第38号

あやべ山の家及管理及び運営規則を廃止する規則

あやべ山の家及管理及び運営規則（平成25年綾部市規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

規 則

ふるさと味あやべ工房の管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年10月17日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第39号

ふるさと味あやべ工房の管理及び運営規則を廃止する規則

ふるさと味あやべ工房の管理及び運営規則（平成2年綾部市規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

綾部市告示第194号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年10月12日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和4年 4月 1日	綾0701-41011	昭和63年 2月 3日

綾部市告示第 1 9 5 号

綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱（平成 1 5 年綾部市告示第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 0 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条中「一般不妊治療医療機関証明書（様式第 2 号）又は不育治療等医療機関証明書（様式第 2 号の 2）」を「、実施された治療に応じて、不妊治療医療機関証明書（様式第 2 号）、不育治療等医療機関証明書（様式第 2 号の 2）又は先進医療等医療機関証明書（様式第 2 号の 3）」に改める。

別表第 2 中「人工授精」を「先進医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成 2 0 年厚生労働省告示第 1 2 9 号。以下「国告示」という。）第 1 の 1 に規定する先進医療であって、国告示第 1 の 2 に規定する厚生労働大臣が認めた病院又は診療所で行うものをいう。以下同じ。）」に改め、「いずれも療養の給付の対象となるものに限る」の次に「。以下同じ」を加える。

様式第 1 号から様式第 2 号の 2 までを次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾 部 市 長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

綾部市不妊治療費等助成金交付申請書

不妊治療費等助成金の交付を受けたいので、綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請の種類	以下のいずれかにチェックしてください。					
	<input type="checkbox"/> 一般不妊治療・人工授精		<input type="checkbox"/> 不育治療等		<input type="checkbox"/> 体外受精	
	<input type="checkbox"/> 顕微授精		<input type="checkbox"/> 男性不妊治療		<input type="checkbox"/> 先進医療等(保険適用外)	
交付申請額	円					
受療者本人	住所	(〒 -)				
	氏名				住民となった日	年 月 日
	加入医療保険	種別	国保・健保・船員 共済・その他	保険者 番号	区分	本人・被扶養者
配偶者	住所	(受療者と異なる場合のみ記載)				
	氏名				住民となった日	年 月 日
過去の助成金 受給の有無	1 有	「有」の場合 過去に助成を 受けた自治体 及び助成額	自治体	時期	助成額 (円)	
	2 無			年 月		
				年 月		

- 添付書類（該当する治療の証明書）
 - ・不妊治療医療機関証明書（様式第 2 号）
 - ・不育治療等医療機関証明書（様式第 2 号の 2）
 - ・先進医療等医療機関証明書（様式第 2 号の 3）
- ※ 保険薬局で投薬を受けた方は、医療機関の証明書とは別に薬局からの証明書を提出してください。
- ※ 事実婚の場合は、夫婦であることを証明できる書類を提出してください（事実婚に関する申立書等）。
- 医療機関の証明書等報告内容を京都府へ報告を行うことに関する説明書
この助成金は、限られた公費予算から支出を行っています。また、京都府からの補助金の交付を受け実施しており、公費の支出を検証するために必要な事項を京都府に対し報告します。なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。
- 同意欄
本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳等に関する公簿を閲覧し、調査することに同意します。

氏 名 _____ ㊞

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

綾 部 市 長 様

医療機関
所在地
名称
代表者
電話番号

㊞

不妊治療医療機関証明書

下記のとおり不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

記

(ふりがな) 受療者氏名		生年月日	年 月 日	
(ふりがな) 配偶者氏名		生年月日	年 月 日	
病 名 (不妊症の原因疾患名)		不妊治療開始年月日	年 月 日	
年度における診療期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
保険診療に要した総点数	点	保険診療分の本人負担額	円	
本人負担等の内訳	保険診療分			先進医療の本人負担額
	区分	診療点数	負担金額	
	年 月分	点	円	円
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
不妊治療の内容	<input type="checkbox"/> タイミング療法（不妊相談） <input type="checkbox"/> 排卵誘発法（内服・注射） <input type="checkbox"/> 腹腔鏡手術 <input type="checkbox"/> その他の手術（ ） <input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> 検査（治療の一環によるものに限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 体外受精 <input type="checkbox"/> 顕微授精 <input type="checkbox"/> 男性不妊治療			
	<input type="checkbox"/> 先進医療			
妊娠の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 未確認 [薬局の場合は、記載不要です。]			
特記事項				

※ 院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

綾 部 市 長 様

医療機関
所在地
名 称
代 表 者
電 話 番 号

⑩

不育治療等医療機関証明書

下記のとおり不育治療等を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

記

受療者氏名		生年月日	年 月 日	
配偶者氏名		生年月日	年 月 日	
病 名		治療開始年月日	年 月 日	
今回の診療期間 及び治療等の状況	年 月 日 から 年 月 日 まで <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 治療継続中			
保険診療に 要した総点数	点	保険診療分の 本人負担額	円	
本人負担等 の内訳	保険診療分		備 考	
	区分	診療点数		負担金額
		点	円	
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
検査の内容 (保険適用のみ)	<input type="checkbox"/> 免疫異常 <input type="checkbox"/> 内分泌異常 <input type="checkbox"/> 夫婦染色体異常 <input type="checkbox"/> 子宮異常 <input type="checkbox"/> その他 ()	治療の内容 (保険適用のみ)	<input type="checkbox"/> 手術 () <input type="checkbox"/> 投薬 (ヘパリン注射以外) (薬剤名:) <input type="checkbox"/> ヘパリン注射 <input type="checkbox"/> その他 ()	
妊娠の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 未確認 [薬局の場合は、記載不要です。]			
特 記 事 項				

注1 食事代、入院費は、助成の対象となりません。
 注2 診療日の翌日から1年以内の申請が必要です。検査から治療終了までの期間が1年を超える場合は、数回に分けて証明してください。
 注3 院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

様式第 2 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 3 (第 4 条関係)

年 月 日

綾 部 市 長 様

医療機関
所在地
名称
代表者
電話番号

㊞

先進医療等医療機関証明書

下記のとおり先進医療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

記

受 療 者 氏 名		生年月日	年 月 日
配 偶 者 氏 名		生年月日	年 月 日
病 名			
手 術 日	年 月 日		
本人負担(領収)額	円		
内 容	<input type="checkbox"/> 子宮内膜刺激術 <input type="checkbox"/> タイムラプス撮影法による受精卵・胚培養 <input type="checkbox"/> 子宮内膜擦過術 <input type="checkbox"/> ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 <input type="checkbox"/> 子宮内膜受容能検査 <input type="checkbox"/> 子宮内膜菌叢検査 <input type="checkbox"/> その他< >		
生殖補助医療を実施する医療機関名			
特 記 事 項			

様式第3号中

「対 象 期 間 年 月分から 年 月分まで」を

「対 象 期 間 年 月 日分から 年 月 日分まで」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日以後の治療から適用し、同日前の治療については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 9 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 0 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 令和 4 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 4 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 4 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 4 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第197号

綾部市障害児通学支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

綾部市長 山崎善也

綾部市障害児通学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚に障害があることにより京都府立聾学校舞鶴分校（以下「学校」という。）へ通学する児童（以下「児童」という。）に対して、支援員（児童の通学の支援を行う者をいう。以下同じ。）を派遣して通学の支援を行うことにより、保護者の負担軽減及び児童の通学の安全を確保するとともに、児童の自力での通学を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において通学支援事業（以下「事業」という。）とは、支援員が児童の居住地の最寄り駅から学校までの間において、児童に同行して鉄道及び徒歩による通学に係る移動の支援を行うものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、本市に居住し、学校に通学する者であって、聴覚に係る障害の専門家等専門知識を有する者により、通学時に支援が必要であると認められる児童とする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用（利用の決定を受けた場合の利用回数の変更を含む。）しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、綾部市通学支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、利用の適否を決定し、綾部市通学支援事業利用登録（変更）決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(登録証の交付)

第6条 市長は、利用登録の決定をしたときは、申請者に対し綾部市通学支援事業利用登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 前項の登録証の有効期限は、交付の日から1年を超えない範囲で市長が定めるものとする。

(異動事項の届出)

第7条 前2条の規定により事業の利用登録を受けた者（以下「利用者」という。）は、

第4条の規定により提出した申請書の内容に異動（利用回数の変更を除く。）が生じたときは、市長に届け出なければならない。

（利用の中止）

第8条 利用者は、事業の利用を中止しようとするとき又は児童が対象児童に該当しなくなったときは、直ちにその旨を綾部市通学支援事業利用中止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、事業を継続して利用する理由がなくなったときその他事業の利用が適当でないと認めるときは、利用の決定を取り消し、又は利用を中止することができる。

（事業の委託）

第10条 市長は、利用登録、登録の決定及び登録証の交付に関する業務を除き、社会福祉法人等に委託して行わせるものとする。

（派遣の申し出）

第11条 利用者は、事業を利用しようとするときは、あらかじめ市が事業を委託した社会福祉法人等に支援員派遣の日時等について申し出なければならない。

2 利用者は、事業の利用に際し、登録証を提示しなければならない。

（費用負担）

第12条 利用者は事業の実施に係る費用の一部として、別表に定める額を社会福祉法人等に支払わなければならない。

2 対象児童の通学に要する交通費は利用者の負担とする。

（責務）

第13条 事業の委託を受けた社会福祉法人等及び支援員は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）業務上知り得た個人の秘密を第三者に漏らさないこと。

（2）常に支援技術と障害に関する知識の向上に努めること。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

事業の一部負担金の額

	他の事業により支援員の 交通費に係る補助を受け ない時	他の事業により支援員の 交通費に係る補助を受け る時
生活保護法（昭和 2 5 年法律 第 1 4 4 号）による被保護世 帯、又は前年分（申請が 4 月か ら 6 月までの場合にあっては 前々年分）の所得税非課税世 帯	無料	支援員の交通費相当額
市町村民税均等割のみ課税世 帯	事業の実施に係る費用に 1 0 0 分の 2. 5 を乗じて 得た額	事業の実施に係る費用か ら支援員の交通費相当額 を控除した額に 1 0 0 分 の 2. 5 を乗じて得た額 に、支援員の交通費相当 額を加えた額
上記以外の世帯	事業の実施に係る費用に 1 0 0 分の 5 を乗じて得 た額	事業の実施に係る費用か ら支援員の交通費相当額 を控除した額に 1 0 0 分 の 5 を乗じて得た額に、 支援員の交通費相当額を 加えた額

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市通学支援事業利用登録（変更）申請書

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒		
		電話番号 ー		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
申請に係る児童氏名				
		続柄		
身体障害者手帳	第 号（ 種 級） （障害名）			
療育手帳	第 号（ A ・ B ）			
精神障害者保健福祉手帳	第 号（ 級）			
難病等の疾病名				

障害福祉サービス等	サービスの利用 有 ・ 無
	利用中のサービスの種類、内容等
意思疎通の方法	会話 ・ 手話 ・ 筆談 ・ 読話 その他（ ）
補聴器等の使用状況	人工内耳 ・ 補聴器 ・装用：片耳（ 右 ・ 左 ） 両耳
利用希望日等	・回数 回／月 ※登校、下校それぞれ 1 回換算 ・月 火 水 木 金 土 ※登校日に○、希望日に◎ ・登校時乗車駅（ ） ・下校時降車駅（ ）

事業利用のために必要があるときは、申請内容を実施社会福祉法人等に提供することに同意します。

申請者氏名

印

(裏面)

対象者の状況等	本人の身体状況等：				
	その他の状況：				
事業の利用が必要な理由					
世帯状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
<p>本事業の利用に係る利用者負担額の決定のために、私の所得状況、扶養親族等について、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>氏名 ㊟</p>					

届出者	フリガナ		<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外	
	氏名		申請者との関係	
	住所	〒		
		電話番号	—	

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市長 印

綾部市通学支援事業利用登録（変更）決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました通学支援について、下記のとおり決定をしましたので通知します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	対象となる 児童氏名			
利用の適否	適 否（理由： ）			
利用決定年月日	年 月 日			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用回数の上限	回／月			
利用者負担額	一部負担金 円 支援員の交通費相当額 円 合 計 円			

（注） 利用者負担額は、社会福祉法人等に直接お支払いください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

No.				綾部市通学支援事業利用登録証			
住 所		年 月 日生		年 月 日まで			
氏 名		年 月 日から		年 月 日交付			
有効期間						綾部市長 印	
登校時乗車駅				下校時降車駅			

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話

綾部市通学支援事業利用中止届

年 月 日付で決定を受けた綾部市通学支援事業の中止について、下記のとおり届け出ます。

記

利用決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	利用決定に係る児童氏名			
		続 柄		
利用中止の日	年 月 日			
中止の理由	<input type="checkbox"/> 市外転出のため <input type="checkbox"/> 事業を利用する必要がなくなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）			

綾部市告示第198号

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

綾部市長 山崎善也

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰の影響を受けながらも介護保険サービス及び障害福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）の安定的な提供を継続している社会福祉法人等を応援するため、予算の範囲内において綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 給付金の交付の対象となる法人は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和4年11月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常及び社会生活を総合的に応援するための法律（平成17年法律第123号）その他の関係法令に規定される別表に掲げる市内の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）のうち、法人が燃料費を負担する自動車を使用した利用者の送迎、利用者の居宅への訪問を含むサービスの提供を実施している事業所等を運営する法人であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (3) 令和4年1月1日から令和4年10月31日までの間に、第1号に掲げる事業所等を運営する法人として、介護サービス等を提供した実績があること。

(給付金の額等)

第3条 給付金は、介護サービス等の提供に使用する自動車の台数に基づき交付するものとし、その対象期間及び給付金の額等は、別表のとおりとする。ただし、給付金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする対象法人は、綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付（不交付）決定

通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止の申請）

第6条 給付金の交付決定を受けた対象法人（以下「交付法人」という。）が、事業の変更又は中止をしようとするときは、綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金変更（中止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（給付金の請求）

第7条 交付法人は、別に定める綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金請求書により給付金の請求を行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消すものとする。

- （1）偽りその他の不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- （2）給付金の交付条件又はこの要綱に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

（給付金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第10条 交付法人は、給付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	対象事業所等	対象期間	給付金の額
介護	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定福祉用具販売（福祉用具貸与）事業所、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス	令和4年11月から令和5年3月まで	自動車1台当たり月額6,000円以内（ただし、国、京都府等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、当該補助金等の額を除く。）
障害	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、計画相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所		

- 注) 1 自動車については、事業所を運営する法人が燃料費を負担し、利用者の送迎、利用者の居宅への訪問を含む介護サービス等の提供を実施しているものに限る。
- 2 1台の自動車につき、区分を重複することはできない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（法人所在地）

（法人名）

（代表者名）

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付申請書

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金の交付を受けたいので、綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱第 4 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 額 : 円

（添付書類）

- （ 1 ） 事業所別申請額一覧
- （ 2 ） 該当車両一覧
- （ 3 ） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

綾部市指令第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金については、下記のとおり決定しましたので、綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	給付金決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（法人所在地）
（法人名）
（代表者名）

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金変更（中止）申請書

年 月 日付 指令第 号により交付決定のあった給付金に係る事業の内容を次のとおり（変更・中止）したいので綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

区 分	介 護 障 害
変更（中止） 理 由	

（添付書類）

- （1）事業所別申請額一覧
- （2）該当車両一覧
- （3）その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第199号

令和4年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

綾部市長 山崎善也

令和4年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等による副食材料費への影響が長期化する中で、保育施設利用者に負担を転嫁することなく副食の提供を継続する民間保育施設を支援するため、予算の範囲内で綾部市保育施設副食材料費支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 この要綱に基づき給付金の交付の対象となる者は、綾部市内において国、京都府及び市以外の者が設置する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った認可外保育施設（以下「保育施設」という。）の設置者で次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 園児に副食を提供し保護者から副食費を実費徴収していること。
- (2) 物価上昇に起因する副食費の値上げを行っていないこと。
- (3) 副食の提供を月10日以上実施していること。

(給付金の基準額等)

第3条 給付金の交付基準額、給付率及び交付対象経費等は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する給付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、令和4年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の額の確定)

第6条 給付金の額の確定は、前条に規定する給付金の交付決定通知をもってこれに代えるものとする。

(関係書類の整備)

第7条 給付金の交付を受けた者は、給付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、給付金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正な手段により給付金の支給決定を受け、又は給付金の支給を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行する。

別表（第3条関係）

実施主体	交付基準額	給付率	交付対象経費
保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設の設置者	施設単位ごとに次の算式で算出された額の合計 一人当たりの月額単価（※1） ×対象園児数（※2）で算出した金額 ※1 一人当たりの月額単価 （物価上昇分相当）200円 ※2 対象園児数 毎月初日の副食を提供している園児の合計人数	10 / 10	「交付基準額」で示す算式に基づき、算定した令和4年4月分から令和5年3月分までの副食費

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名
 代表者氏名
 施 設 名
 住 所
 電 話 番 号

令和 4 年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金
 交付申請書兼請求書

令和 4 年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 令和 4 年度保育施設副食材料費支援給付金計算書（別紙）
- (2) その他参考となるべき書類（毎月初日の園児名簿）

3 請求金額 円

振 込 口 座	金 融 機 関 名		本・支店名	
	普通・当座の種別		口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人			

(別紙)

(保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設)

施設名

令和4年度保育施設副食材料費支援給付金計算書

	一人当たりの月額単価 (物価上昇分相当) (円) ①	毎月初日の副食を 提供している園児数 (人) ②	交付申請額 (円) (①×②)
4月	200		
5月	200		
6月	200		
7月	200		
8月	200		
9月	200		
10月	200		
11月	200		
12月	200		
1月	200		
2月	200		
3月	200		
合計			

※交付申請額合計欄について、1,000円未満の端数は切り捨てること

【確認事項】

- ・園児に副食を提供し保護者から副食費を実費徴収していること
- ・物価上昇に起因する副食費の値上げを行っていないこと
- ・副食の提供を月10日以上実施していること

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



令和 4 年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 4 年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、令和 4 年度綾部市保育施設副食材料費支援給付金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不交付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第200号

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

綾部市長 山崎善也

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国際情勢等に伴う肥料価格及び飼料価格の高騰により、生産コストが増加し、厳しい経営状況にある市内農家等の経営の継続と安定化に資するため、予算の範囲内において、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業名)

第2条 この要綱に定める事業は次のとおりとする。

- (1) がんばろう！農業生産緊急サポート事業（以下「農業生産事業」という。）
- (2) がんばろう！畜産緊急サポート事業（以下「畜産事業」という。）

(補助対象等)

第3条 農業生産事業及び畜産事業の補助対象等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金額は、農業生産事業にあつては別表に定める補助対象種別ごとの算定基礎面積に、畜産事業にあつては補助対象種別ごとの飼養頭羽数にそれぞれ補助単価を乗じて算出するものとする。ただし、算定基礎面積は米、野菜の各品目、茶ごとに1アール未満を切り捨てるものとし、米については11アール以上、野菜については品目ごとに1アール以上、茶については1アール以上、畜産のうち鶏については150羽以上を対象とする。
- 3 補助金額の上限は、農業生産事業及び畜産事業とも補助対象種別ごとに100万円とする。ただし、畜産事業については、補助事業者が飼養する頭羽数が牛500頭以上、鶏10,000羽以上の場合は補助金額の上限を200万円とする。
- 4 複合経営の場合は、その種別ごとに申請ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付申請書（請求書）（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査の

上、交付の可否を決定し、当該交付対象者には補助金を交付するものとする。この場合において、不交付対象者には、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

（補助金の返還等）

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月17日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

（1）農業生産事業

補助対象種別	米 （主食用、加工用、酒米、米粉、飼料用、WCS用稲）	野菜 （水田活用の直接支払交付金対象品目。ただし、各種米、飼料作物、地力増進作物を除く。）	茶																																
補助対象者	綾部市に水稲生産実施計画書兼営農計画書を提出した生産者	綾部市に住所を有し、出荷・販売伝票を提出した令和4年度水田活用の直接支払交付金申請者	綾部市内の生産団体に属している茶農家																																
算定基礎面積	水稲生産実施計画書兼営農計画書の作付面積。ただし、主食用米は10アールを除く。	令和4年度水田活用の直接支払交付金に係る作付面積	茶園面積																																
補助単価 （10アール当たり）	3,000円	<table border="1"> <tr> <td>白大豆</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小豆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒大豆</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>紫ずきん</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>京夏ずきん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>えだまめ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿ヶ谷かぼちゃ</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>えびすかぼちゃ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みず菜</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>九条ねぎ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニトマト</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>えびいも</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>賀茂なす</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>いちご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>万願寺とうがらし</td> <td>24,000円</td> </tr> </table>	白大豆	500円	小豆		麦		黒大豆	1,000円	紫ずきん	1,500円	京夏ずきん		えだまめ		鹿ヶ谷かぼちゃ	2,000円	えびすかぼちゃ		みず菜	5,500円	九条ねぎ		ミニトマト	6,500円	えびいも	8,500円	賀茂なす	15,000円	いちご		万願寺とうがらし	24,000円	11,500円
白大豆	500円																																		
小豆																																			
麦																																			
黒大豆	1,000円																																		
紫ずきん	1,500円																																		
京夏ずきん																																			
えだまめ																																			
鹿ヶ谷かぼちゃ	2,000円																																		
えびすかぼちゃ																																			
みず菜	5,500円																																		
九条ねぎ																																			
ミニトマト	6,500円																																		
えびいも	8,500円																																		
賀茂なす	15,000円																																		
いちご																																			
万願寺とうがらし	24,000円																																		

(2) 畜産事業

補助対象種別	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛	鶏
補助対象者	綾部市に主な生産、経営基盤を持ち、補助対象種別を継続して飼養している畜産農家（個人及び法人）			
算定基礎	令和4年2月1日現在、綾部市内で飼養している頭羽数			
補助単価 （1頭・羽 当たり）	42,000円	10,500円	15,500円	200円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（請求者）
住所又は所在地

氏名 印

（団体にあつては名称、役職及び代表者氏名）

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付申請書（請求書）

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請（請求）します。

記

1 交付申請額（※事業別に、該当する項目に☑を付けてください。）

農業生産事業（米 野菜 茶） _____ 円

畜産事業 _____ 円

※ 添付書類 対象作物及び面積等が分かるもの

2 振込口座

いずれか該当する欄の太枠内に、必ず通帳を確認して、必要事項を正しく記入してください。
申請者（請求者）名義の口座を指定してください。

金融機関名		店 名		種別 <small>※いずれかに○</small>	口座番号 <small>※右詰め</small>						
コード		銀行 金庫 農協	本店 支店 本所 支所 出張所		普通 当座	口座名義					
						(カナ)					

ゆうちょ銀行		店 名		口座番号 <small>※右詰め</small>							
コード		9	9	0	0	口座名義					
						(カナ)					

※通帳の表紙をめくった見開きのページ左下に印字された情報

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市がんばろう！農業生産及び畜産緊急サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

不 交 付	(理由)
-------	------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 2 0 1 号

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 0 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響や国際情勢に伴う燃油等の価格高騰、気象災害等において、国又は京都府が実施する農林水産業関係事業の補助金(以下「国又は京都府の補助金」という。)の要綱、要領等の基準を満たす者に対し、予算の範囲内において綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金(以下「市補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第 2 条 市補助金の補助対象等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象者は、国又は京都府の補助金の交付が決定している者とする。
- (2) 補助対象事業及び補助基準は別表に定める。
- (3) 補助対象経費は、国又は京都府の補助金の要綱、要領等に定めるもののほか、補助対象事業に要する経費で市長が特に必要と認めたものに限る。
- (4) 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、国又は京都府の補助金に補助金の額に関する定めがある場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第 3 条 市補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により市補助金の交付をする場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更申請等)

第 5 条 前条第 1 項の規定により市補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第 3 条の規定による申請の内容について、事業費を増額又は減額する場合及び事業費の増減に関わらず事業内容を変更(軽微なものを除く。)する場合は、速やかに綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金変更承認申請書(様式第 3 号)に必要

な書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。
(補助金の交付等)

第6条 市補助金の交付は、当該事業が完了した後において行う。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、速やかに綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(立入調査等)

第7条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した市補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 国又は京都府の補助金の交付の全部又は一部を取消し又は変更されたとき。
(2) 偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。
(3) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業		補助基準
農 業 関 係	宇治茶生産省エネ推進緊急対策事業	補助対象経費の1／8以内の額とし、共同工場の場合は166万6千円を、個人工場の場合は66万6千円を限度とする。
畜 産 業 関 係	輸入飼料価格高騰対策緊急支援事業	補助対象経費の1／8以内の額とし、33万3千円を限度とする。ただし、京都府事業実施要領に定める飼養頭羽数を超える場合は、83万3千円を限度とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付申請書

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 国又は京都府の補助金の交付決定の写し
- (2) 国又は京都府の補助金の交付申請書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので、綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金変更承認申請書

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 交付申請額 変更後 円
変更前 円

2 変更承認申請の理由

3 添付書類

(1) 次に掲げる書類のいずれか一つ

ア 国又は京都府の補助金の変更承認申請書類の写し

イ 国又は京都府の補助金の補助事業費及び補助事業内容等の変更がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金実績報告書

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、事業の実績を報告します。

記

- 1 補助実績額 円
- 2 添付書類
 - (1) 次に掲げる書類のいずれか一つ
 - ア 国又は京都府の補助金の実績報告書の写し
 - イ 国又は京都府の補助金の補助金額の確定の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第 202 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

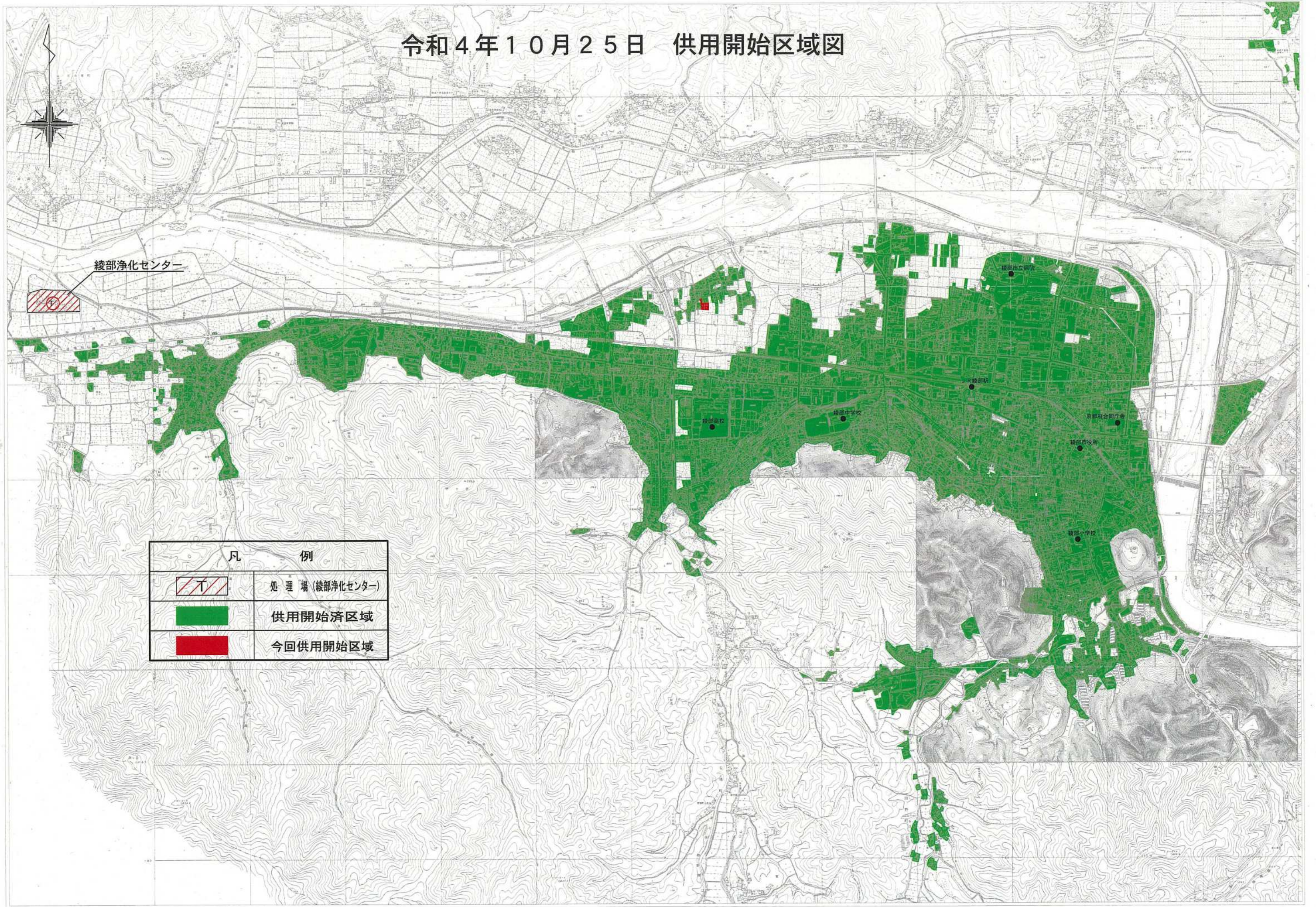
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和 4 年 10 月 25 日




綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 4 年 10 月 25 日
- 2 下水を排除すべき区域 延町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 延町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 4 年 10 月 25 日
- 6 下水を処理すべき区域 延町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和4年10月25日 供用開始区域図



綾部浄化センター

凡 例	
	処理場(綾部浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

綾部市告示第 2 0 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項及び第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、令和 4 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算及び認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 3 年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 3 令和 3 年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 3 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 3 年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 3 年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 3 年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 3 年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 3 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 1 0 令和 3 年度綾部市上水道事業決算
- 1 1 令和 3 年度綾部市下水道事業決算
- 1 2 令和 3 年度綾部市病院事業決算

（以下掲示済）

綾部市告示第204号

綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年10月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において支給される電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税

均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。)をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 同条第1号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が同条第1号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する価格高騰緊急支援給付金の金額は、1世帯あたり50千円とする。

(受給権者)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(給付金の支給申請)

第6条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする者は、第3条に定める支給対象者に応じて、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）又は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（様式第2号）若しくは電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）（以下様式第2号及び様式第3号を「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 価格高騰緊急支援給付金の申請書による申請者は、申請者本人による申請であることを証するため、公的身分証明書の写し等を提出又は提示しなければならない。

(代理による支給申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書により申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保

佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で特に市長が認める者

2 代理人が申請者に代わって申請する場合は、原則として委任状の提出及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出をしなければならない。なお、確認書を提出する場合には、確認書の委任欄に記載するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(給付金の受付開始日及び提出期限)

第8条 価格高騰緊急支援給付金の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書並びに家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和5年2月28日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書(以下「確認書等」という。)を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給するものとする。

(支給の方法)

第10条 価格高騰緊急支援給付金の支給については、当該支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、窓口支給とする。

(1) 金融機関に口座を開設していない場合

(2) 特に市長が必要と認めた場合

(価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は価格高騰緊急支援給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の規定による確認書及び申請書の提出が第8条第2項の確認書等の申請期限までに行われなかった場合は、支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書及び申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書及び申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月15日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者を本市における価格高騰緊急支援給付金の受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書においても、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合、ただし、婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない

事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。)) 及び (6) における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。) については、本市における価格高騰緊急支援給付金の受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定す

る児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における価格高騰緊急支援給付金の受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が措置入所等担当から給付金担当に対して行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に対して価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市に住民基本台帳に記録されたときは受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、価格高騰緊急支援給付金の受給権者とする。

綾部市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、令和4年9月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和4年10月31日

綾部市長 山崎善也

■ 令和4年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

一般会計

歳入合計	8,021,106,117 円
歳出合計	7,043,287,119 円
差引残高	977,818,998 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
市 税	4,390,740,000	3,020,082,405	1,370,657,595	68.8
地 方 譲 与 税	204,000,000	66,366,000	137,634,000	32.5
利 子 割 交 付 金	2,000,000	683,000	1,317,000	34.2
配 当 割 交 付 金	22,000,000	7,127,000	14,873,000	32.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	32,000,000	0	32,000,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	68,000,000	41,867,000	26,133,000	61.6
地 方 消 費 税 交 付 金	754,000,000	411,780,000	342,220,000	54.6
環 境 性 能 割 交 付 金	33,000,000	8,895,000	24,105,000	27.0
地 方 特 例 交 付 金	33,000,000	27,691,000	5,309,000	83.9
地 方 交 付 税	5,064,000,000	3,309,657,000	1,754,343,000	65.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000,000	1,540,000	2,460,000	38.5
分 担 金 及 び 負 担 金	37,540,000	13,722,722	23,817,278	36.6
使 用 料 及 び 手 数 料	395,452,000	205,508,455	189,943,545	52.0
国 庫 支 出 金	3,657,088,918	538,536,000	3,118,552,918	14.7
府 支 出 金	2,030,266,000	97,367,989	1,932,898,011	4.8
財 産 収 入	35,449,000	14,731,773	20,717,227	41.6
寄 附 金	1,505,000	65,853,875	△ 64,348,875	4,375.7
繰 入 金	1,240,549,000	2,635,861	1,237,913,139	0.2
繰 越 金	59,242,600	104,462,438	△ 45,219,838	176.3
諸 収 入	210,969,000	82,598,599	128,370,401	39.2
市 債	1,778,300,000	0	1,778,300,000	0.0
歳 入 合 計	20,053,101,518	8,021,106,117	12,031,995,401	40.0

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
議 会 費	180,327,000	98,923,181	81,403,819	54.9
総 務 費	3,469,851,150	1,167,715,478	2,302,135,672	33.7
民 生 費	6,823,572,168	2,177,017,171	4,646,554,997	31.9
衛 生 費	2,142,164,000	621,238,105	1,520,925,895	29.0
労 働 費	23,166,000	19,738,928	3,427,072	85.2
農 林 水 産 業 費	697,134,000	180,924,599	516,209,401	26.0
商 工 費	477,273,000	178,379,120	298,893,880	37.4
土 木 費	1,918,131,600	1,091,066,177	827,065,423	56.9
消 防 費	859,013,000	309,430,463	549,582,537	36.0
教 育 費	1,968,110,600	506,910,998	1,461,199,602	25.8
公 債 費	1,360,435,000	688,357,500	672,077,500	50.6
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
災 害 復 旧 費	113,924,000	3,585,399	110,338,601	3.1
歳 出 合 計	20,053,101,518	7,043,287,119	13,009,814,399	35.1

■ 令和4年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

介護保険特別会計

歳入合計	2,052,291,347 円
歳出合計	1,880,256,900 円
差引残高	172,034,447 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
保 険 料	821,039,000	414,432,389	406,606,611	50.5
使 用 料 及 び 手 数 料	51,000	12,400	38,600	24.3
国 庫 支 出 金	1,283,024,000	672,804,000	610,220,000	52.4
支 払 基 金 交 付 金	1,240,462,000	589,249,000	651,213,000	47.5
府 支 出 金	690,867,000	266,902,000	423,965,000	38.6
財 産 収 入	679,000	104,073	574,927	15.3
繰 入 金	819,636,000	0	819,636,000	0.0
繰 越 金	1,000	108,538,572	△ 108,537,572	10,853,857.2
諸 収 入	592,000	248,913	343,087	42.0
歳 入 合 計	4,856,351,000	2,052,291,347	2,804,059,653	42.3

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	92,349,000	40,645,042	51,703,958	44.0
保 険 給 付 費	4,476,918,000	1,753,942,718	2,722,975,282	39.2
地 域 支 援 事 業 費	264,225,000	84,949,677	179,275,323	32.2
基 金 積 立 金	679,000	104,073	574,927	15.3
公 債 費	329,000	0	329,000	0.0
諸 支 出 金	1,851,000	615,390	1,235,610	33.2
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
歳 出 合 計	4,856,351,000	1,880,256,900	2,976,094,100	38.7

■ 令和4年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	6,001,236 円
歳出合計	7,018,588 円
差引残高	△ 1,017,352 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
使用料及び手数料	10,854,000	6,001,050	4,852,950	55.3
財産収入	1,000	186	814	18.6
繰入金	3,740,000	0	3,740,000	0.0
諸収入	43,000	0	43,000	0.0
歳 入 合 計	14,638,000	6,001,236	8,636,764	41.0

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
運営管理費	9,798,000	3,278,588	6,519,412	33.5
事業費	4,740,000	3,740,000	1,000,000	78.9
予備費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	14,638,000	7,018,588	7,619,412	47.9

■ 令和4年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

住宅・工業団地事業特別会計

歳入合計	14,005,700 円
歳出合計	6,498,796 円
差引残高	7,506,904 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
財 産 収 入	59,335,000	14,005,700	45,329,300	23.6
諸 収 入	253,000	0	253,000	0.0
歳 入 合 計	59,588,000	14,005,700	45,582,300	23.5

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	40,207,000	63,703	40,143,297	0.2
販 売 促 進 費	18,881,000	6,435,093	12,445,907	34.1
予 備 費	500,000	0	500,000	0.0
歳 出 合 計	59,588,000	6,498,796	53,089,204	10.9

令和3年度
財産に関する調書

(令和3年9月30日現在)

綾 部 市

財産に関する調査書

1 公有財産
(1) 土地及び建物

総括

区分	土地(地積)			建造(延面積)			非木造(延面積)			建造(延面積)			物面積		
	前年度末現在高	増減	中令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中令和3年9月30日現在高
本庁舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65	7,958.65	0.00	7,958.65
警察(消防)施設	24,842.32	△ 236.63	24,605.69	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58	4,642.58	0.00	4,642.58
その他の施設	182,360.45	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	10,326.57	0.00	10,326.57	10,443.37	0.00	10,443.37	10,443.37	0.00	10,443.37
学校	236,750.34	0.00	236,750.34	4,668.25	0.00	4,668.25	59,900.70	0.00	59,900.70	64,568.95	0.00	64,568.95	64,568.95	0.00	64,568.95
公営住宅	53,721.74	0.00	53,721.74	9,212.94	△ 186.27	9,026.67	5,359.39	0.00	5,359.39	14,572.33	△ 186.27	14,386.06	14,386.06	△ 186.27	14,386.06
公園	324,988.32	0.00	324,988.32	525.97	0.00	525.97	7,348.21	0.00	7,348.21	7,874.18	0.00	7,874.18	7,874.18	0.00	7,874.18
その他の施設	1,895,004.04	△ 11,318.00	1,883,686.04	22,535.84	△ 2,692.35	19,843.49	46,978.51	0.00	46,978.51	69,514.35	△ 2,692.35	66,822.00	66,822.00	△ 2,692.35	66,822.00
山林	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	土地(地積)			建物									
	土			木			非木			延面積			
	前年度末現在高	増減	中間高	前年度末現在高	増減	中間高	前年度末現在高	増減	中間高	前年度末現在高	増減	中間高	前年度末現在高
原野	4,100.91	1,031.00	5,131.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑種地	12,257.47	8,406.63	20,664.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅地	16,175.16	△122.69	16,052.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	87,528.00	364.00	87,892.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	54,719.51	1,764.00	56,483.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56	
合計	3,956,424.42	3,555.31	3,959,979.73	40,282.99	△186.27	40,096.72	142,806.63	0.00	142,806.63	183,089.62	△186.27	182,903.35	

行 政 財 産 物

区	分	土 地 (地 積)				建 造 (延面積)				非 木 造 (延面積)				物 面 積 計			
		前年度末現在高	増減	中間高	令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	令和3年9月30日現在高	前年度末現在高	増減	中間高	令和3年9月30日現在高
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
本 庁	舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65	7,958.65	0.00	7,958.65	7,958.65
	警察(消防)施設	24,842.32	△ 236.63	24,605.69	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58	4,642.58	0.00	4,642.58	4,642.58
そ 他 の 機 関	その他の施設	182,360.45	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	10,326.57	0.00	10,326.57	10,443.37	0.00	10,443.37	10,443.37	0.00	10,443.37	10,443.37
	学 校	236,750.34	0.00	236,750.34	4,668.25	0.00	4,668.25	59,900.70	0.00	59,900.70	64,568.95	0.00	64,568.95	64,568.95	0.00	64,568.95	64,568.95
公 共 用 財	公 営 住 宅	53,721.74	0.00	53,721.74	9,212.94	△ 186.27	9,026.67	5,359.39	0.00	5,359.39	14,572.33	△ 186.27	14,386.06	14,386.06	△ 186.27	14,386.06	14,386.06
	公 園	324,988.32	0.00	324,988.32	525.97	0.00	525.97	7,348.21	0.00	7,348.21	7,874.18	0.00	7,874.18	7,874.18	0.00	7,874.18	7,874.18
産 物	その他の施設	1,895,004.04	△ 11,318.00	1,883,686.04	22,535.84	△ 2,692.35	19,843.49	46,978.51	0.00	46,978.51	69,514.35	△ 2,692.35	66,822.00	66,822.00	△ 2,692.35	66,822.00	66,822.00
	計	2,726,583.38	△ 11,554.63	2,715,028.75	38,107.74	△ 2,878.62	35,229.12	141,466.67	0.00	141,466.67	179,574.41	△ 2,878.62	176,695.79	176,695.79	△ 2,878.62	176,695.79	176,695.79

普 通 財 産

区 分	土 地 (地 積)			建 造 (延面積)						非 木 造 (延面積)			物 面 積				
	前年度末現在高	増減	期中現在高	前年度末現在高	増減	期中現在高	増減	期中現在高	前年度末現在高	増減	期中現在高	前年度末現在高	増減	期中現在高	前年度末現在高	増減	期中現在高
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
山 林	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原 野	4,100.91	1,031.00	5,131.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 種 地	12,257.47	8,406.63	20,664.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	16,175.16	△ 122.69	16,052.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	87,528.00	364.00	87,892.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臺 地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	54,719.51	1,764.00	56,483.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	4,867.60	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56
合 計	1,229,841.04	15,109.94	1,244,950.98	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	4,867.60	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56	

(2) 山 林

土地の権利の区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	前年度末現在高 m ²	期間中増減高 m ²	令和3年9月30日 現在高 m ²	前年度末現在高 m ³	期間中増減高 m ³	令和3年9月30日 現在高 m ³
所 有	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	14,570.48	218.55	14,789.03
分 収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	14,570.48	218.55	14,789.03

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

区 温	分 類	前 年 度 末 現 在 高 m ²	期 間 中 増 減 高 m ²	令 和 3 年 9 月 30 日 現 在 高 m ²
	泉 権	3.30	0.00	3.30

(5) 無 体 財 産 権

区 特 著	分 類	前 年 度 末 現 在 高 件	期 間 中 増 減 高 件	令 和 3 年 9 月 30 日 現 在 高 件
	許 権	0	0	0
	作 権	4	0	4

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出資による権利

区	分	前年度末現在高 千円	期間中増減高 千円	令和3年9月30日現在高 千円
(株)エフエムあやべ出資金		25,000	0	25,000
地方公共団体金融機構出資金		3,800	0	3,800
北近畿タンゴ鉄道(株)出資金		10,250	0	10,250
(公財)京都府暴力追放運動推進センター出捐金		2,432	0	2,432
(福)綾部市社会福祉協議会出資金(ボランティア基金)		25,000	0	25,000
(公財)綾部市医療公社出捐金		100,000	0	100,000
(株)水夢出資金		50,000	0	50,000
(公社)京都府農業総合支援センター出資金		240	0	240
京都府農業信用基金協会出資金		10,800	0	10,800
(株)農夢出資金		7,100	0	7,100
綾部市森林組合出資金		1,000	0	1,000
京都信用保証協会出捐金		22,739	0	22,739
(株)緑土出資金		35,000	0	35,000
(一社)綾部工業団地振興センター出資金(ふれあい基金)		2,000	0	2,000
(公財)京都府中丹文化事業団出捐金		7,400	0	7,400
(一財)綾部市スポーツ協会出捐金		20,000	0	20,000
(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社出資金(綾部地域本部基金)		2,851	0	2,851
合計		325,612	0	325,612

2 物 品

乗 用 車	バ ス	ト ラ ッ ク	ダ プ	小 型 貨 物 車	グ レ ー ダ ー 車	除 雪 車	凍 結 防 止 剤 散 布 車	清 掃 車	環 境 衛 生 車	フ ォ ー ク リ フ ト	シ ョ ー ル ロ ー ダ ー	パ ワ ー シ ョ ン ベ ル	ト ラ ッ シ ュ コ ン パ ク タ	軽 自 動 車	消 防 指 令 車	救 急 車	消 防 広 報 車	消 防 指 揮 広 報 車	水 槽 付 消 防 自 動 車	資 機 材 搬 送 車	救 助 工 作 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 積 載 車	フ ロ ン 回 収 車	リ フ ト 付 送 迎 車	乗 用 自 動 車 (車椅子仕様車)	前年度末現在高		期間中増減高		令和3年9月30日現在高
																											増	減	増	減	
																												14台	0台	0台	14台
																												10台	0台	0台	10台
																												3台	0台	0台	3台
																												1台	0台	0台	1台
																												23台	0台	0台	23台
																												1台	0台	0台	1台
																												12台	0台	0台	12台
																												1台	1台	0台	0台
																												4台	0台	0台	4台
																												1台	0台	0台	1台
																												2台	0台	0台	2台
																												1台	0台	0台	1台
																												3台	0台	0台	3台
																												1台	0台	0台	1台
																												69台	2台	2台	69台
																												1台	0台	0台	1台
																												4台	0台	0台	4台
																												1台	0台	0台	1台
																												1台	0台	0台	1台
																												3台	0台	0台	3台
																												1台	0台	0台	1台
																												2台	0台	0台	2台
																												15台	0台	0台	15台
																												40台	0台	0台	40台
																												1台	0台	0台	1台
																												1台	0台	0台	1台
																												1台	0台	0台	1台

区分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
リフト付バス	2台	0台	0台	2台
保冷車	3台	0台	0台	3台
救助用ボート	8艘	0艘	0艘	8艘
小型動力ポンプ	40台	0台	0台	40台
原子力防災資機材備蓄用倉庫	1棟	0棟	0棟	1棟
救急指令装置	1台	0台	0台	1台
救急資機材	3式	0式	0式	3式
監視テレビカメラ	2台	0台	0台	2台
無線サイレン制御装置	1台	0台	0台	1台
一斉通報(自動呼出)装置	1台	0台	0台	1台
電話自動交換機	1台	0台	0台	1台
気象観測装置	1台	0台	0台	1台
放送装置	3台	0台	0台	3台
消火器使用法訓練装置	1式	0式	0式	1式
自家発電設備	1式	0式	0式	1式
救命士用訓練人形	1体	0体	0体	1体
救急用送信装置	1式	0式	0式	1式
半自動除細動器	1台	0台	0台	1台
三連梯子	1個	0個	0個	1個
マット型空気ジャッキ	1個	0個	0個	1個
大型油圧救助器具	1台	0台	0台	1台
削岩機	1台	0台	0台	1台
緊急消防援助隊用資機材	2式	0式	0式	2式
消防団旗	1棹	0棹	0棹	1棹
丁合機	1台	0台	0台	1台
大型電子複写機	2台	0台	0台	2台
複写機	1台	0台	0台	1台
カセットプリンタ	1台	0台	0台	1台

電 算 端 末 機									
ライオンプリンタ			12台	0台	0台	0台	0台	0台	12台
8インチフロッピー装置			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
磁気テープ装置			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
OCR			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
ラベリンダシステム			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
レーザプリンタ			3台	0台	0台	0台	0台	0台	3台
無停電装置			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
バッテリー			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
化学防護服			2着	0着	0着	0着	0着	0着	2着
多目的プリンタ			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
パーソナルコンピュータ			5台	0台	0台	0台	0台	0台	5台
パーソナルコンピュータソフト		(農林課、天文館)	2式	0式	0式	0式	0式	0式	2式
レイヤ3スイッチ			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
公営住宅電算システム			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
レセプトコンピュータ		(診療所)	4式	0式	0式	0式	0式	0式	4式
コクホラインシステム			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
ELENET受信局システム			2式	0式	0式	0式	0式	0式	2式
児童扶養手当システム			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
地域包括支援センターシステム			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
赤外線補聴システム			1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
印影リターダ			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
点字プリンタ			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
ビデオプロジェクタ			1台	0台	0台	0台	0台	0台	1台
マルチメディアプロジェクタ			10台	0台	0台	0台	0台	0台	10台
液晶プロジェクタ			6台	0台	0台	0台	0台	0台	6台
映写機			5台	0台	0台	0台	0台	0台	5台
OCRカメラ		(天文館)	3台	0台	0台	0台	0台	0台	3台
アストロカメラ		(天文館)	1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式
双眼鏡		(天文館)	1個	0個	0個	0個	0個	0個	1個
屈折望遠鏡		(天文館)	1個	0個	0個	0個	0個	0個	1個
天体測光装置		(天文館)	1式	0式	0式	0式	0式	0式	1式

区分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
VTRコーダー	1式	0式	0式	1式
ビデオ撮影システム	1式	0式	0式	1式
ハイビジョンソフト	2式	0式	0式	2式
リフソフト	1台	0台	0台	1台
高速度投票計数機	4台	0台	0台	4台
最高裁判審査投票読取集計機	2台	0台	0台	2台
自動式投票用紙読取分類機	7台	0台	0台	7台
レシートゲイン	2台	0台	0台	2台
歯科診療台	2台	0台	0台	2台
心電計	4台	0台	0台	4台
言語治療機器	1台	0台	0台	1台
ヘルストロロン	1台	0台	0台	1台
自動式心臓マッサージ器	1台	0台	0台	1台
患者監視装置	3式	0式	0式	3式
筋力トレーニンング機器	2式	0式	0式	2式
生活見直し機器	1式	0式	0式	1式
超音波骨密度測定装置	1台	0台	0台	1台
血管年齢測定器	1台	0台	0台	1台
電動鋸	1台	0台	0台	1台
小型旋盤	1台	0台	0台	1台
芝刈り機(アプロローチモア)	1台	0台	0台	1台
乗用草刈機	1台	0台	0台	1台
樹木粉砕機	1台	0台	0台	1台
プレハブ冷蔵庫(有害鳥獣一時保管用)	2台	0台	0台	2台
車載式小型簡易散布機	1台	0台	0台	1台
除雪機	12台	0台	0台	12台
散粉器	1台	0台	0台	1台
ピア	26台	0台	0台	26台
グラウンドピア	1台	0台	0台	1台
アルミモーターボート	1艘	0艘	0艘	1艘

バスケット台	2台	0台	0台	2台
スポーツラックター	2台	0台	0台	2台
木製アスレチック	1式	0式	0式	1式
ハイスクールのジム	1式	0式	0式	1式
総合遊具	1式	0式	0式	1式
サッカーゴール	1式	0式	0式	1式
太鼓	1式	0式	0式	1式
両面ポール型ソーラー時計 (東部クラウド)	1台	0台	0台	1台
舞台カーテン	1張	0張	0張	1張
金屏風	1枚	0枚	0枚	1枚
どん張	5張	0張	0張	5張
丹羽国綾部藩領古絵	1点	0点	0点	1点
絵画	9点	0点	0点	9点
つぼ	1個	0個	0個	1個
文壺 (青白磁堆磁線文壺)	1個	0個	0個	1個
文鉢 (白磁堆磁線文鉢)	1個	0個	0個	1個
綴織どん張	1張	0張	0張	1張
カーテン (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
葬祭壇	2式	0式	0式	2式
葬祭壇 (斎場)	2式	0式	0式	2式
講演台	1個	0個	0個	1個
花瓶 (青銅)	1個	0個	0個	1個
茶道具	1式	0式	0式	1式
飾り棚 (I・Tビル)	1個	0個	0個	1個
書架 (図書館)	4個	0個	0個	4個
カーウンター (図書館)	1個	0個	0個	1個
カーウンター (図書館)	1個	0個	0個	1個
騒音振動レベル処理機	1台	0台	0台	1台
自動計量包装設備	1式	0式	0式	1式
光波測距機	3台	0台	0台	3台
滅菌器	1台	0台	0台	1台

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
養液栽培施設	1式	0式	0式	1式
空き缶圧縮機	1台	0台	0台	1台
廃蛍光管クラッシュヤ	1台	0台	0台	1台
ペットボトル減容機	1台	0台	0台	1台
食器消毒保管機	10台	0台	0台	10台
小型濾過装置 (防災)	1台	0台	0台	1台
冷暖兼用エアコン	2台	0台	0台	2台
水温専用庫	1台	0台	0台	1台
冷凍冷蔵庫	3台	0台	0台	3台
移動式トイレン	7基	0基	0基	7基
ミシククタ一機	4台	0台	0台	4台
トラクタ一機	7台	0台	0台	7台
田植機	21台	0台	0台	21台
コンバイン	12台	0台	0台	12台
真空包装機	11台	0台	0台	11台
フードミキサー	1台	0台	0台	1台
圧力クスター	1個	0個	0個	1個
麴ボツクスター	1台	0台	0台	1台
自動発酵機	1台	0台	0台	1台
ミートチヨッパ一	1台	0台	0台	1台
野菜カッタ一	1台	0台	0台	1台
マニアスプレッタ一	2台	0台	0台	2台
食器洗淨機	4式	0式	0式	4式
自動餅つき機	1台	0台	0台	1台
水気耕栽培ハイポニカ	1式	0式	0式	1式
灌漑水設備	2式	0式	0式	2式
校旗	2台	0台	0台	2台
自動券売機	1台	0台	0台	1台
レジャースタター	1式	0式	0式	1式
テーブルセツト	1式	0式	0式	1式

リソングラフ	1式	0式	0式	1式	0式	0式	1式
放送設備	(西八田・上林・吉美小学校)	3式	0式	0式	0式	0式	3式
風力太陽光発電システム	(物部小)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
いす式斜行型階段昇降機		2台	0台	0台	0台	0台	2台
駐車場システム機器		1式	0式	0式	0式	0式	1式
かん		1台	0台	0台	0台	0台	1台
移動通信用無線設備機器		1式	0式	0式	0式	0式	1式
サ一バ		8式	0式	0式	0式	0式	8式
合唱用ひな壇	(綾部中)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
消毒保管機	(綾部小)	1台	0台	0台	0台	0台	1台
組み立て式ユニットプール	(物部保育園)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
移動式高圧コンプレッサユニット	(消防本部)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
フライング付水中スクリーンポンプ	(工業団地水処理センター)	1台	0台	0台	0台	0台	1台
聴覚・言語障害者向け緊急通報システム	(消防本部)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
情報通信設備	(総務課)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
歯科用吸引装置ポンプ	(上林歯科診療所)	1台	0台	0台	0台	0台	1台
土木工事積算システム	(建設課)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
汚物用水中ノックログポンプ	(工業団地水処理センター)	1台	0台	0台	0台	0台	1台
ワイヤレスチャイム	(保健福祉センター)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
全自動高圧蒸気滅菌器	(奥上林診療所)	1台	0台	0台	0台	0台	1台
電動式心肺人工蘇生器	(消防本部)	2式	0式	0式	0式	0式	2式
救助用支柱器具	(消防本部)	1式	0式	0式	0式	0式	1式
ドーム型A Iサーマルカメラ	(文化・スポーツ振興課、総合運動公園、市民センター、中央公民館)	3台	1台	0台	0台	0台	4台
電視観望システム	(天文館)	0式	1式	0式	0式	0式	1式
券面プリンタシステム	(市民・国保課)	0台	1台	0台	0台	0台	1台

3 債権

区分		前年度末現在額	期中増減額	令和3年9月30日現在額
		千円	千円	千円
く	らしの資金融貸付事業	8,505	57	8,562

4 基金

区分		前年度末現在額	期中増減額	令和3年9月30日現在額
		千円	千円	千円
財	政調整基金	1,719,213	108,768	1,827,981
減	債基金	99,964	0	99,964
庁	舎建設等準備基金	218,980	613	219,593
地	域振興基金	38,928	0	38,928
世	界連邦推進事業基金	298,247	0	298,247
電	源立地地域対策基金	1,034,549	126,099	1,160,648
永	井産業振興基金	27,444	0	27,444
水	源の里基金	353,704	0	353,704
社	会福祉社事業基金	7,695	△ 4,469	3,226
子	育てて基金	57,427	7,823	65,250
交	通安全対策基金	200,000	0	200,000
保	健康事業基金	214,432	△ 23,596	190,836
環	境基金	1,798	△ 507	1,291
中	山間地域保全基金	1,180	0	1,180
		39,645	△ 781	38,864
		84,416	△ 2,609	81,807
		10,725	0	10,725

開発関連施設整備基金	現金	41,321	△ 10,662	30,659
住宅新築資金等貸付事業基金	現金	15,412	0	15,412
教育振興基金	現金	145,866	△ 4,306	141,560
文化振興基金	現金	5,032	△ 4,539	493
スポーツ振興基金	現金	3,417	0	3,417
豊かな森を育てる基金	現金	5,943	△ 5,672	271
森林環境譲与税基金	現金	15,277	27,213	42,490
用品調達基金	物品	1,800	△ 455	1,345
	現金	700	455	1,155
土地開発基金	土地	190,973	△ 3,022	187,951
	現金	162,571	3,023	165,594
農林業者労働災害共済事業基金	現金	14,930	△ 72	14,858
国民健康保険準備基金	現金	293,177	△ 20,059	273,118
介護給付費準備基金	現金	536,452	49,329	585,781
駐車場整備基金	現金	17,294	866	18,160
合計	有価証券	598,211	0	598,211
	現金	5,067,528	246,917	5,314,445
	物品	1,800	△ 455	1,345
	土地	190,973	△ 3,022	187,951

■令和4年9月末における財産、公債及び一時借入金の現在高

公債

(単位:円)

会 計 区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 上 期 借 入 額	当 該 年 度 上 期 償 還 額	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	14,104,743,449	0	662,039,305	13,442,704,144
合 計	14,104,743,449	0	662,039,305	13,442,704,144

一時借入金

(単位:円)

会 計 区 分	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	0
国民健康保険特別会計	0
介護保険特別会計	0

■令和4年9月末各税目毎の市税徴収状況

(単位:円)

区 分	節	予 算 額	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税 個 人	現年	1,295,421,000	1,360,878,580	645,674,900	715,203,680	47.45%
	滞納	9,196,000	23,695,673	2,797,302	20,898,371	11.81%
	計	1,304,617,000	1,384,574,253	648,472,202	736,102,051	46.84%
市 民 税 法 人	現年	268,558,000	213,320,000	209,578,542	3,741,458	98.25%
	滞納	1,010,000	2,012,400	348,571	1,663,829	17.32%
	計	269,568,000	215,332,400	209,927,113	5,405,287	97.49%
固 定 資 産 税	現年	2,367,930,000	2,499,639,300	1,760,915,332	738,723,968	70.45%
	滞納	6,963,000	27,341,465	3,675,387	23,666,078	13.44%
交 付 金	現年	14,763,000	14,763,500	14,763,500	0	100.00%
	計	2,389,656,000	2,541,744,265	1,779,354,219	762,390,046	70.01%
軽自動車税	現年	128,123,000	131,019,900	128,572,600	2,447,300	98.13%
	滞納	1,443,000	4,695,083	577,361	4,117,722	12.30%
環 境 性 能 割	現年	11,688,000	4,932,500	4,932,500	0	100.00%
	計	141,254,000	140,647,483	134,082,461	6,565,022	95.33%
市たばこ税	現年	207,351,000	110,890,268	110,869,302	20,966	99.98%
入湯税	現年	450,000	288,750	288,750	0	100.00%
都 市 計 画 税	現年	77,518,000	77,751,500	56,224,134	21,527,366	72.31%
	滞納	326,000	15,046,072	144,224	14,901,848	0.96%
	計	77,844,000	92,797,572	56,368,358	36,429,214	60.74%
合 計	現年	4,371,802,000	4,413,484,298	2,931,819,560	1,481,664,738	66.43%
	滞納	18,938,000	72,790,693	7,542,845	65,247,848	10.36%
	計	4,390,740,000	4,486,274,991	2,939,362,405	1,546,912,586	65.52%

■年度内における未予算化の事業及びその財源の見込み(主なもの)

(単位:千円)

事 業 名	事 業 費	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
中丹地域有害鳥獣処理施設運営費	9,891	0	0	0	9,891
消 火 栓 設 置 負 担 金	5,982	0	0	0	5,982

綾部市公告第99号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年10月2日 午前10時
- 2 捕獲場所 綾部市物部町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、白
- 5 体 格 小
- 6 性 別 不明
- 7 その他 首輪等なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年10月6日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第100号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年10月2日 午前10時
- 2 捕獲場所 綾部市物部町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、白
- 5 体 格 小
- 6 性 別 不明
- 7 その他 首輪等なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年10月6日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第101号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年10月2日 午前10時
- 2 捕獲場所 綾部市物部町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 黒、白
- 5 体 格 小
- 6 性 別 不明
- 7 そ の 他 首輪等なし。右後肢不全。

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年10月6日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第102号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年10月2日 午前10時
- 2 捕獲場所 綾部市物部町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 雉色
- 5 体 格 小
- 6 性 別 不明
- 7 その他 首輪等なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年10月6日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第103号

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和4年10月3日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和4年10月4日～令和5年3月31日
2. 予防接種の種類 新型コロナウイルスワクチン
3. 対 象 初回接種（1，2回目）
綾部市に住所を有する5歳～11歳のうち接種を希望する方

追加接種（3回目）
綾部市に住所を有する5歳～11歳のうち初回接種の完了から5か月が経過する方
4. 接種費用 無料

5. 日程及び実施場所

接種方法	日程	場 所
集団接種	10月22日（土）	綾部市保健福祉センター
	10月23日（日）	
	11月12日（土）	
個別接種	医療機関が指定する日	京都協立病院

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往がある人
- ・ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態の人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第104号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（4-1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（4-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 83号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（4-1）工事
公共下水道関連配水管布設替（4-1）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 3 9 0 m
- 管渠工 V U 1 5 0 L = 9 2 m
- マンホール設置工 N = 1 8 基
- 汚水柵及び取付管工 N = 2 7 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 4 2 5 m
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 8 m
- 給水戸数 N = 1 5 戸
- 消火栓設置工 N = 3 基
- 仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和4年11月10日から
令和5年 3月31日まで（142日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級

で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2 (8) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和 4 年 1 0 月 1 1 日 (火) 午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当 (本庁東 3 階) とし、代金は 5 , 3 8 0 円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和 4 年 1 0 月 1 4 日 (金) 午前 9 時から午後 6 時まで
令和 4 年 1 0 月 1 7 日 (月) 午前 9 時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で 1 0 月 1 4 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和 4 年 1 0 月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して 5 日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和 4 年 1 0 月 2 1 日 (金) から
令和 4 年 1 0 月 2 4 日 (月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時 (最終日は正午) までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和 4 年 1 0 月 2 6 日 (水) 午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和4年11月1日（火）午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

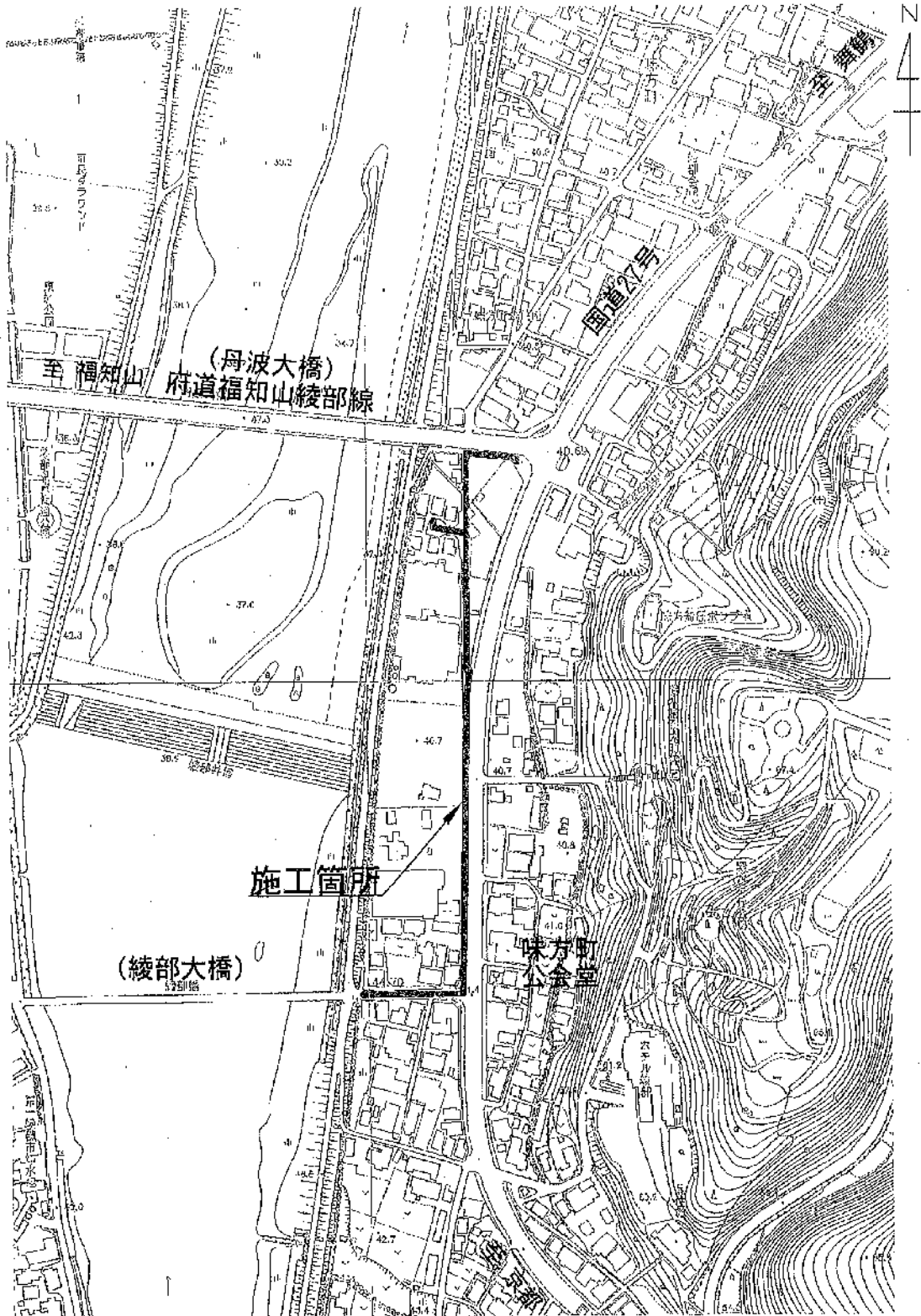
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

位置図



公共下水道管渠築造(4-1)工事



綾部市公告第105号

道路整備事業、市道片山村中2号線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第504 84号 |
| (2) 工 事 名 | 市道片山村中2号線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=23m W=2.5~2.7m
植生マット工 A=24㎡
コンクリート吹付工 A=325㎡
側溝工 L=18m |
| (5) 予定工期 | 令和4年11月10日から
令和5年 3月19日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月11日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は580円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月14日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年10月17日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年10月21日(金) から

令和4年10月24日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年10月26日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月1日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日(金) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 84号 市道片山村中2号線改良工事	1	本案件
第504 85号 上杉町防火水槽新設工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

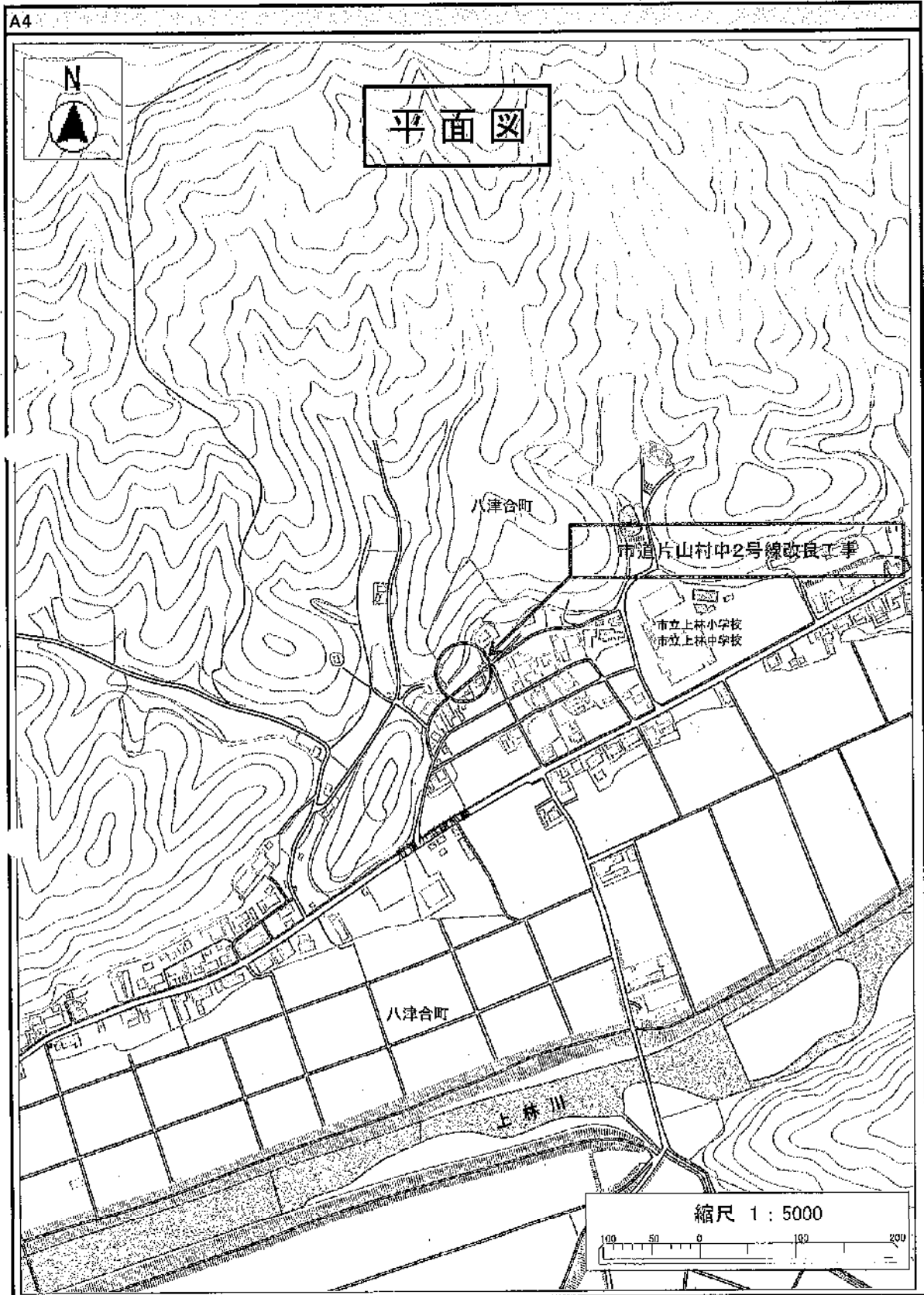
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第106号

防災基盤整備事業、上杉町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第504 85号 |
| (2) 工 事 名 | 上杉町防火水槽新設工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | コンクリート防火水槽新設（無蓋40m ³ ） N=1基
標識版設置 N=1基
擁壁工 L=10.0m |
| (5) 予定工期 | 令和4年11月10日から
令和5年 2月27日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月11日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月14日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年10月17日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年10月21日（金）から

令和4年10月24日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年10月26日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月1日（火）午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日（金）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 84号 市道片山村中2号線改良工事	1	
第504 85号 上杉町防火水槽新設工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

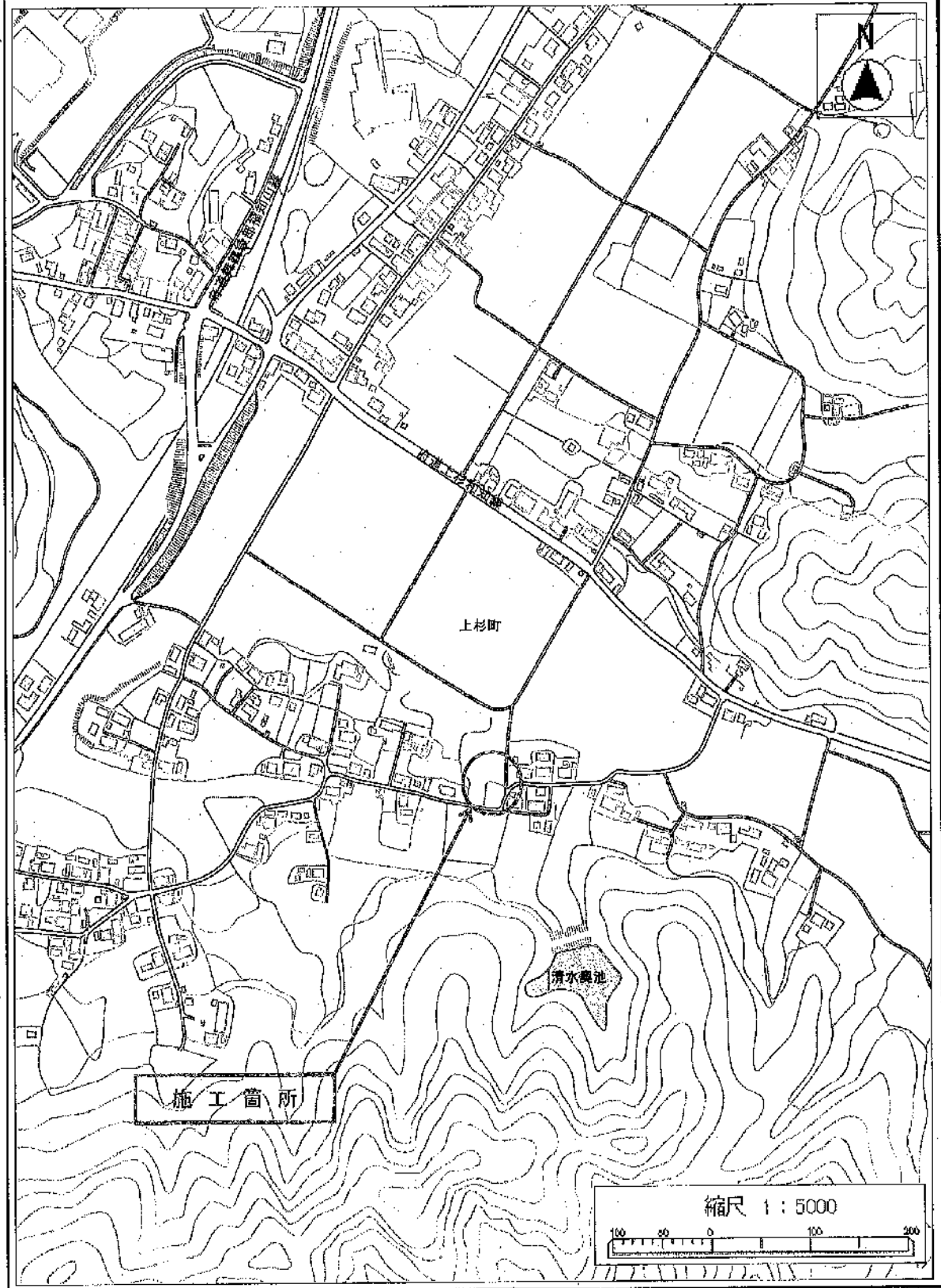
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

上杉町防火水槽新設工事 位置図



綾部市公告第107号

庁舎改修整備事業、本庁舎地階改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 87号
- (2) 工 事 名 本庁舎地階改修工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市若竹町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 綾部市役所本庁舎地階改修
改修面積 約342㎡
内装改修工事、機械設備工事、電気設備工事
上記のうち 建築工事、給排水設備工事 一式
- (5) 予定工期 令和4年11月10日から
令和5年 3月29日まで（140日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月11日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は470円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月14日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年10月17日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年10月21日(金) から

令和4年10月24日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年10月26日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月1日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日(金) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 87号 本庁舎地階改修工事（建築本体工事）	1	本案件
第504 88号 総合運動公園体育館トイレ改修工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 S=1/2500

綾部市公告第108号

総合運動公園改修事業、総合運動公園体育館トイレ改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第504 88号 |
| (2) 工 事 名 | 総合運動公園体育館トイレ改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 第1・第2体育館トイレ改修
和式便器を洋式便器化 14台
普通便座を洗浄便座化 1台
小便器洗浄弁を自動洗浄システム化 10個
便座クリーナー用ディスペンサー設置 15台 |
| (5) 予定工期 | 令和4年11月10日から
令和5年 3月29日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月11日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は320円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月14日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年10月17日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年10月21日（金）から

令和4年10月24日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年10月26日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月1日(火)午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日(金)午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 87号 本庁舎地階改修工事（建築本体工事）	1	
第504 88号 総合運動公園体育館トイレ改修工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第109号

庁舎改修整備事業、本庁舎地階改修工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 89号
- (2) 工 事 名 本庁舎地階改修工事（電気設備工事）
- (3) 工事場所 綾部市若竹町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 綾部市役所本庁舎地階改修
改修面積 約342㎡
内装改修工事、機械設備工事、電気設備工事
上記のうち 電気設備工事、空調設備工事 一式
- (5) 予定工期 令和4年11月10日から
令和5年 3月29日まで（140日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月11日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は420円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月14日(金) 午前9時から午後6時まで

令和4年10月17日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年10月21日(金) から

令和4年10月24日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年10月26日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月1日(火) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月2日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月4日(金) 午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 S=1/2500

綾部市公告第 1 1 0 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 1 1 条の規定により公告する。

令和 4 年 1 0 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)
①	睦寄町石井8003番	293	山林	0.33

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者の一部を確知できないことから行うものである。

3 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、綾部市が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

4 経営管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林経営管理法第 3 3 条第 1 項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
- (2) 森林経営管理法第 3 5 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

5 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	別添集積計画の公告日以降	2026 5/31	森林の多面的機能を発揮させるため、綾部市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐または除伐を1回以上実施する。 なお、伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山地崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。	搬出を伴わない間伐を実施するため、市から森林所有者に対して、金銭の支払いは行わない。	搬出を伴わない間伐を実施するため、市から森林所有者に対して、金銭の精算は発生せず、立木の所有権は所有者に帰属するものとする。	

6 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して6月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて綾部市に申し出て、経営管理権集積計画又は当該公告に掲げる3、4、5の事項について異議を述べることができる。

7 この公告があった日から起算して6か月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の経営管理権集積計画に同意したとみなされる。

(備考)

1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画を併せて公告すること。



(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(8)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
 - ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

綾部市公告 1 1 1 号

第 1 0 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の第 1 0 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第 1 0 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定
支援業務に関する公募型プロポーザル
実施要領

令和4年10月

綾部市福祉保健部高齢者支援課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添1「第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務基本仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで（2か年）

(4) 委託料上限額

6, 585, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 令和4年度業務 2, 585, 000円

令和5年度業務 4, 000, 000円

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体からの受託により、過去3年以内（平成31年4月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和4年10月14日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
令和4年10月24日（月）	質問書提出期限	電子メール
令和4年10月31日（月）	質問書回答期限	電子メール（必要に応じホームページ）
令和4年11月10日（木）	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和4年11月15日（火）	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	Z o o mによるオンライン開催形式
令和4年11月22日（火）	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和4年12月上旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合があります。

6 要領等の配付

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配付方法については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和4年11月10日（木）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉保健部高齢者支援課企画管理担当 由良

TEL：0773-42-4339 FAX：0773-42-0048

e-mail：koreisyasien@city.ayabe.lg.jp

8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーション及びヒアリングはZ o o mによるオンライン開催形式で行う。

(4) 実施日

令和4年11月15日(火)午前

(5) 所要時間

参加者ごとに約30分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション(20分)

② 質疑応答・ヒアリング(10分)

(6) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (15点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	5点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (85点)	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	15点
	④推計値算定及び次期計画期間における施策の提案	15点
	⑤計画策定支援の方法及び具体的内容	15点
	⑥基本仕様書に示された業務内容に対する更に優れた代替案、独自提案等	10点
	⑦見積金額	10点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

* 通知予定日：令和4年11月22日（火）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

* この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式5】
- (2) 提出期限：令和4年10月24日（月）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールによる

(koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。

- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和4年10月31日（月）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

（質問書には必ず電話番号を記載のこと。）

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポータルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。
- (6) 提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市福祉保健部高齢者支援課企画管理担当 由良
TEL：0773-42-4339 FAX：0773-42-0048
e-mail：koreisyasien@city.ayabe.lg.jp

第 10 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務基本仕様書

1 委託業務名

第 10 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

2 業務の目的

老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づき策定する、第 10 次綾部市高齢者保健福祉計画（以下「第 10 次計画」という。）に係る高齢者実態調査を行うとともに、第 9 次綾部市高齢者保健福祉計画（以下、「第 9 次計画」という。）の進捗状況の把握と現状分析等を行い、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7 年、更に令和 22 年を見据えた地域包括ケアシステム構築に向け、第 10 次計画を策定する。

なお、計画策定に当たっては、介護保険法等の関係法令並びに国及び京都府の定める基本指針等の内容を整理し、本市の上位計画となる「綾部市第 6 次総合計画」との整合を図り、他の部門と関連する計画等の基本方針や重点取組等を把握し、施策の方向性について整合を図ること。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

主な委託業務は次のとおりとする。ただし、この他必要と認められる事項については委託者及び受託者との協議によるものとする。

委託期間共通業務

(1) 情報収集及び情報提供

国及び府の高齢者保健福祉制度や介護保険制度をめぐる制度改正の動向把握と課題についての情報収集及び情報提供を行う。

必要に応じ先進事例の情報収集及び情報提供を行う。

令和 4 年度業務

(1) 第 10 次計画に係る高齢者実態調査の実施

調査方法、調査対象者の選定、調査項目、調査票のレイアウト等については、第 9 次計画の際、実施した実態調査及び本仕様書を基本とするが、より適正、効果的な実施のため、受託者は委託者に対し提案及び助言を行い、協議により決定するものとする。

・「認定者・高齢者一般アンケート」

厚生労働省が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査＋綾部市独自調査

・「在宅介護者アンケート」

厚生労働省が示す在宅介護実態調査＋綾部市独自調査

※なお、綾部市独自調査は、介護保険制度及び市の高齢者保健福祉施策への意向調査など市が必要とする項目（自由記載項目含む）を一体的に実施する。

① 高齢者実態調査の企画と調査票の作成

(i) 調査方法等

市内3圏域別は無作為抽出した対象者に調査票を郵送、回答は返信用封筒にて回収する。（無記名で実施）

(ii) 調査対象者及び標本数

市内に居住する者合計約2,500人程度に送付（内訳は協議により決定）

「認定者・高齢者一般アンケート」

→介護保険要支援認定者、事業対象者及び65歳以上の非認定者

「在宅介護者アンケート」

→介護保険要介護認定者

※参考 令和4年3月末

高齢者人口：12,000人 要介護認定者数：2,064人

要支援者認定者数：455人 事業対象者数：268人

(iii) 調査期間（予定） 令和5年2月

(iv) 調査票の作成【印刷は市が実施のため委託対象外】

調査票は各調査別に作成し、電子データを委託者に提供する。

② 調査票の送付・回収【市が実施のため委託対象外】

③ 調査結果の集計・分析

(i) 調査票の点検、整理、データ入力、結果集計・分析（単純集計、クロス集計）

※参考 前回調査回収率

「認定者・高齢者一般アンケート」 63.4%

「在宅介護者アンケート」 49.6%

(ii) 厚生労働省が示す地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及びデータ登録

(iii) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した分析、他市比較とそれによる課題抽出

(iv) 本市の第9次計画までの高齢者実態調査報告書の内容を踏まえた上で、第10次計画策定に向けての課題の抽出

(v) 第9次計画に係る高齢者実態調査結果との比較・考察

令和5年度業務

(1) 第10次計画の策定

- ① 第9次計画の検証
 - (i) 総論第2章「高齢者等の現状と課題」に係る現状分析と課題の整理
 - (ii) 計画編第1章「施策の展開」に係る高齢者保健福祉事業の現状分析と課題の整理
 - (iii) 計画編第2章「サービスの見込みと保険料」に係る介護保険事業の現状分析と課題の整理
 - (iv) 日常生活圏域に係る課題の整理と分析
- ② 地域包括ケアシステム構築に向けた検証・助言

令和7年、更に令和22年を見据えた地域包括ケアシステム構築についての検証・助言を行う。
- ③ 介護保険事業数値の分析
 - (i) 第9次計画の介護保険給付費実績、要介護認定者数等の分析及び全国、府内における市町村比較や数値、要因の分析又は改善策の提案
 - (ii) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、認定結果の重度化動向の分析、生活援助の利用者数・回数・単位数の動向分析
- ④ 人口等の推計（日常生活圏域単位含む）

地域包括ケア「見える化」システムを活用した総人口、高齢者人口、被保険者数及び認定者数等の推計を行う。
- ⑤ 介護サービス利用者等及び介護サービス必要量の推計

国及び京都府の定める基本指針等を踏まえ、人口推計、介護サービス利用者等の推計、給付実績、本市が実施した高齢者実態調査の結果等に基づき、介護サービス必要量の推計を行う。あわせて、地域密着型サービス事業所の必要整備数や高齢者向け住まいの必要数についての推計を行う。
- ⑥ 地域支援事業に係る推計

介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業、その他地域支援事業の現状分析を行うとともに、地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計を行う。
- ⑦ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した保険料額の推計

各種推計等を活用し、また国及び京都府の定める基本指針に基づき第1号被保険者の保険料額を推計する。
- ⑧ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業実績、KDBデータの活用

第10次計画案の検討に当たっては、本市における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施状況等の情報を把握し、あわせてKDB（国保データベースシステム）分析データを活用する。
- ⑨ 第10次計画案の策定

現状分析結果、綾部市高齢者対策推進協議会における意見及びパブリックコメント等を踏まえ、委託者と協議を重ね、第10次計画案を策定する。
- ⑩ パブリックコメント支援

ホームページ掲載原稿の作成及び寄せられた意見の整理、集約等、必要な支援を行う。

⑪ 会議開催等支援

計画策定に係る綾部市高齢者対策推進協議会における資料作成並びに会議への出席（４回程度）及び議事録の作成等、会議開催に係る業務の支援を行う。

⑫ 法改正に伴う例規整備への支援

令和６年度に施行予定の基準条例等の改正に備え、基準省令等と比較し、現行の綾部市の基準条例等※における法制執務上の不備等を内容精査し、必要に応じ適正な条例改正案等の提示を行う。

※綾部市の基準条例等

「綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

「綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

「綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

「綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

5 成果品

(1) 令和４年度業務成果品

① 高齢者実態調査の調査結果報告書

電子データ一式

② 高齢者実態調査の集計、分析データ

電子データ一式

(2) 令和５年度業務成果品

① 計画書

５００部（Ａ４判印刷製本、１色刷り、１００ページ程度、表紙レザック）

電子データ一式

② 計画書概要版

４００部（Ａ４判印刷製本、カラー刷り、８ページ程度）

電子データ一式

③ 計画書及び概要版に記載されている数値の根拠となる基礎データ等、本業務に係わるデータ

電子データ一式

④ 例規整備に係る改正案

原稿電子データ一式（ワード形式）

6 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。また、計画的な事務の遂行のため、業務着手前に工程表を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法令及び綾部市個人情報保護条例、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- (6) 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切委託者に帰属するものとする。
- (7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが扱い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

■第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

	提出書類	提出部数	記載事項、留意事項など
1	企画提案書等 届出書 【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと
2	業務を行う者の 資格、経歴及 び実績書 【様式2】	正本1 副本6	○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」 総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」 総括管理者の下で実務等を行う者 ① 実務経験年数・資格 本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格 ② 主な実務実績 過去3年以内（平成31年4月1日以降）に従事した本業務と同種・類似業務実績のうち主なもの ③ 今回担当する業務 本業務の遂行に係る業務体制など
3	企画提案書 様式任意 (A4版)	正本1 副本6	○基本仕様書の項目に基づき、下記について基本的な考え方や具体的な実施方法、実施体制、コスト削減手法等を記載すること ①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容 ②業務の全体フロー、スケジュール ③本市の実態把握及び検証に係る手法 ④推計値算定及び次期計画期間における施策の提案 ⑤計画策定支援の方法及び具体的内容 ⑥基本仕様書に示された業務内容に対する更に優れた代替案や独自提案等 ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること ○各工程における本市と受託者の業務分担についても、できるだけ詳細に提案すること

4	見積書 様式任意 (A 4 版)	正本 1 副本 6	○見積金額は、要領 2 の (4) の委託料上限額の範囲内とすること ○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと
5	会社概要書 【様式 3】	正本 1 副本 6	○会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること
6	業務実績書 【様式 4】	正本 1 副本 6	○過去 3 年以内（平成 3 1 年 4 月 1 日以降）で、地方公共団体における本業務と同種・類似業務実績の履行実績を記載 ○業務実績書に記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること
7	財務諸表 (写し可)	正本 1	○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類
8	登記簿謄本 (写し可)	正本 1	○提出日の 3 か月以内に発行のもの
9	納税証明書 (写し可)	正本 1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ） ○提出日の 3 か月以内に発行のもの

※提出書類のうち、7 財務諸表、8 登記簿謄本及び 9 納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式1】

企画提案書等届出書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	企画提案書等届出書【様式1】	正本1
②	業務を行う者の資格、経歴及び実績書【様式2】	正本1・副本6
③	企画提案書	正本1・副本6
④	見積書	正本1・副本6
⑤	会社概要書【様式3】	正本1・副本6
⑥	業務実績書【様式4】	正本1・副本6
⑦	財務諸表	正本1
⑧	登記簿謄本	正本1
⑨	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業務を行う者の資格、経歴及び実績書

商号又は名称 _____

令和4年10月1日現在

役割	配置予定者	主な実績実績 (発注者、業務名、契約期間、契約金額、担当業務)	今回担当する業務	現在手持ちの他 業務の内容・件数
総括 管理者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			

※主な実績実績には、過去3年以内（平成31年4月1日以降）の同種・類似業務に関わる業務実績を記入してください。

※表が不足する場合は適宜追加してください。

【様式3】

会 社 概 要 書

令和4年10月1日現在

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		FAX番号		
設立年月日				
貸借対照表総資本額	千円			
損益計算書税引前当期利益	千円			
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合計
	人	人	人	人
主たる営業品目				
本業務に係る部署名				
	代表者氏名			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	取扱業務			
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

【様式5】

質 問 書

令和 年 月 日

第10次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

商号または名称	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各社1回とします。

※質問書は、令和4年10月24日（月）午後5時15分まで（必着）に電子メールにより提出してください。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

綾部市公告第 1 1 2 号

市有財産（土地）の売却について、一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 1 0 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 入札に付する市有財産（土地）

物件 番号	所在地	地目 (登記)	地積 (登記)	予定価格 (最低売却価格)
1	綾部市高津町藤ノ木 1 9 番 8	宅地	115.80㎡	1,290,000円
2	綾部市味方町宮ノ上 5 0 番 1 1	宅地	308.93㎡	7,540,000円
3	綾部市味方町宮ノ上 5 0 番 1 4	宅地	389.04㎡	9,060,000円

2 入札参加者の資格等

別紙「市有地売却実施要領（一般競争入札）」に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

綾 部 市

目 次

1 一般競争入札参加要領	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2 入札参加申込書（様式1）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
3 誓 約 書（様式2）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
4 入 札 書（様式3）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
5 委 任 状（様式4）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
6 売 買 契 約 書（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9

※参考添付

物件調書、付近見取図、写真

一般競争入札参加要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した方を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望する方は、以下の各事項をご確認の上、お申込みください。

◆入札物件（土地）

物件番号	所在地	地目	地積 (実測)	用途地域	予定価格
1	綾部市高津町藤ノ木19番8	宅地	115.80㎡	指定なし	1,290,000円
2	綾部市味方町宮ノ上50番11	宅地	308.93㎡	第一種住居地域	7,540,000円
3	綾部市味方町宮ノ上50番14	宅地	389.04㎡	第一種住居地域	9,060,000円

◆入札参加者の資格等

次のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- オ 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号に掲げる者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- キ この参加要領を順守しない者
- ク 綾部市税の滞納がある者

◆入札参加の申込み

1 申込方法

- (1) 入札参加申込書（様式1）に次の必要書類を添えて、持参又は書留郵便で送付してください。
 - ア 印鑑登録証明書 ※法人の場合は印鑑証明書
 - イ 住民票 ※法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書
 - ウ 誓約書（様式2）
 - エ 綾部市税の滞納がないことの証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ
- (2) 郵送による申込みの場合、受付完了後送付する書類がありますので、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）に宛名を記入したものを同封してください。
- (3) 落札後、共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を申込書に記載し、全員分の必要書類を添えてください。
- (4) 各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限ります。

(5) 提出した書類は、返還できません。

2 申込期間

令和4年10月17日(月)から令和4年11月2日(水)まで ※郵送の場合は期間内必着
(土日祝日、年末年始等の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで)

3 申込先

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所(本庁舎東3階)建設部監理課管財担当

4 申込受付

- (1) 申込書類に不備等がある場合は受付できません。
- (2) 申込受付完了後、綾部市の受付印を押印した入札参加申込書(コピー)を渡します。この申込書は、入札参加資格を証するものですので、入札当日必ず持参してください。

5 留意事項

- (1) 落札後の売買契約は、入札参加申込者本人と締結することになります。したがって、所有権移転登記の名義人は入札参加申込者となり、中間省略登記には応じません。
- (2) 現地説明会は開催しませんので、申込み前に必ず各自で物件を確認してください。
- (3) 入札参加申込者が1者のみの場合は、令和4年11月10日(木)までを、その方への優先売却期間とします。
- (4) 入札不調の場合又は上記(3)に該当し売買が成立しなかった場合は、令和4年11月14日(月)から先着順により売却します。

◆入札

1 日時 令和4年11月10日(木) 午前10時00分から

2 場所 綾部市役所 まちづくりセンター2階 第2会議室

3 入札時に持参するもの

ア 綾部市の受付印押印済みの入札参加申込書

イ 入札保証金

ウ 入札書(様式3)

エ 封筒

オ 印鑑 ※申込者本人の場合は実印、代理人の場合は委任状の受任者印

カ 委任状(様式4) ※代理人が入札する場合のみ

キ 筆記用具(黒又は青のボールペンか万年筆)

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上(1万円未満切上げ)の入札保証金を納付してください。

- (2) 入札保証金は、落札者については契約保証金の一部に充当することとし、落札者以外の方については入札当日返還します。
- (3) 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として綾部市に帰属することになり返還できません。

5 留意事項

- (1) 入札に参加できる方は、事前に入札参加申込みした方のみです。
- (2) 入札には、入札参加申込者が直接参加してください。ただし、本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により代理人による入札参加を認めます。
- (3) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- (4) 入札を代理人に行わせる場合、代理人は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（委任状の受任者印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- (5) 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 入札に出席しなかった場合（開始時刻に間に合わなかった場合を含む。）は、棄権したものとみなします。
- (7) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する方がした入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者
- ウ 入札に関し連合等の不正行為をした者
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が識別できない入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- オ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- カ その他入札条件に違反した者
- キ 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- ク 上記アからキに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した方とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方があるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。

◆契約

1 契約の締結

- (1) 落札者が落札決定通知を受けた日から5日以内に売買契約の締結を行います。
- (2) 契約書は、綾部市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

2 契約保証金

- (1) 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上（1万円未満切上げ）の契約保証金を納付してください。ただし、入札保証金を契約保証金に充当することとしているため、その差額が納付額となります。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (3) 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり、返還しません。

3 売買代金の支払

売買契約締結後30日以内に、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。

◆所有権移転

- (1) 所有権は、落札者が売買代金を完納した時点で移転します。
- (2) 権利移転の登記は、売買代金の納付後、綾部市が関係機関に囑託します。
- (3) 登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。

◆その他

- (1) 売買物件は現状のまま引渡します。
- (2) 売買契約を締結した時点で、落札者に財産に係る危険負担が移転します。したがって、売買契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (3) 売買契約締結後、売買物件の面積の不足、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）を発見しても、売買代金の減額を請求することはできません。
- (4) 売買物件の取得に伴う不動産取得税（府税）が落札者に課税されます。
- (5) 売買物件にかかわる調査（土壌調査等）は行っておりません。
- (6) 開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は条例などの法令による規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。
- (8) 綾部市は、越境物があった場合について関与しませんので、落札者において処理してください。（契約後に判明した場合も同様です。）

◆問合せ先

綾部市役所 監理課 管財担当

電 話 0773-42-4278

メール kanri@city.ayabe.lg.jp

(様式1)

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、「一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊟

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

電話番号

1 入札物件 (土地)

所在地	地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市 町 番	宅地	m ²		円

2 購入後の利用計画

3 添付書類

ア 印鑑登録証明書 ※法人の場合は印鑑証明書

イ 住民票 ※法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書

ウ 誓約書 (様式2)

エ 綾部市税の滞納がないことの証明書 ※綾部市に納税義務のある方のみ

※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限りです。

受付印

※この欄は記入しないでください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

印

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

私は、綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、この「一般競争入札参加要領」及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当しません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 入札物件を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与しません。
- 6 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴庁に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 綾部市の公有財産売却に係る「入札公告」、「一般競争入札参加要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

「一般競争入札参加要領」を承諾の上、入札いたします。

入札 金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

入札物件（土地）

所在地			地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市	町	番	宅地	m ²		円

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 代理人が入札する場合は、委任状の受任者の住所・氏名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。ただし、代理人が入札する場合、委任状の受任者印を押印してください。

(様式4)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

所在地	地目	実測地積	用途地域	予定価格
綾部市 町 番	宅地	m ²		円

委任期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名 ⑩

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

受 任 者 住 所

氏 名 ⑩

売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる物件（土地）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積(㎡)
綾部市〇〇町〇〇	〇〇番〇〇	宅 地	〇〇〇.〇〇㎡	〇〇〇.〇〇㎡

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 落札価格 円とする。

（契約保証金）

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、金（落札価格の10/100以上）円を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

（売買代金の納付及び遅延利息）

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金（落札価格から契約保証金を差し引いた額）円を売主の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害

賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前4項に規定する義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第4項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

2 売主は、買主が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

公 告

令和 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1
氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 ㊞

買主 住 所
氏 名 ㊞

物 件 調 書

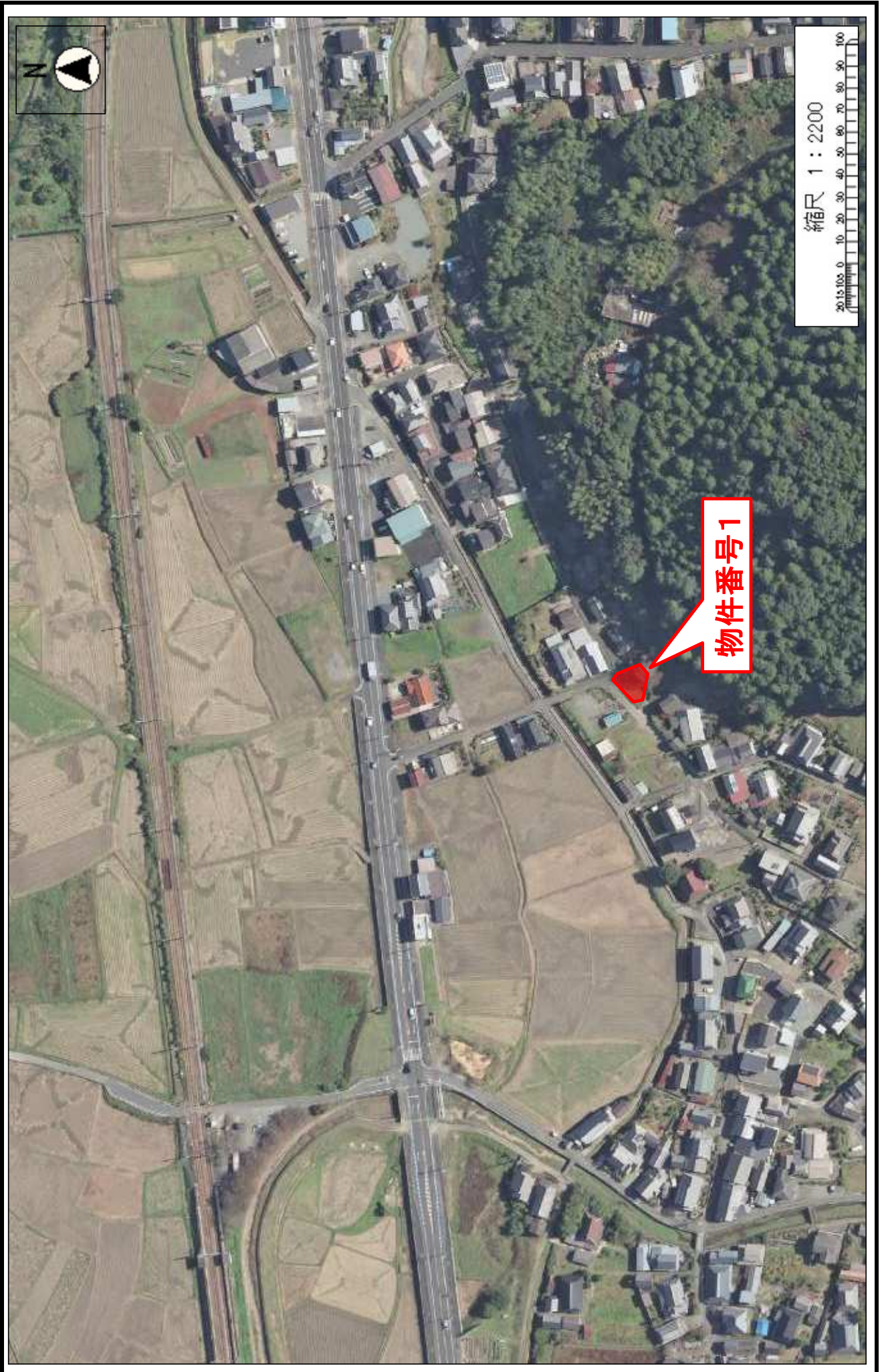
物件番号1		最低売却価格		1,290,000円	
所在地		地目	登記面積	実測面積	
綾部市高津町藤ノ木19番8		宅地	115.80㎡	115.80㎡	
接面道路の状況		北:市道上地市場線 幅員約3.5m、間口約12.4m 東:市道高津古路ヶ谷線 幅員約5.0m、間口約7.4m 南:市道高津古路ヶ谷線 間口約6.6m 南西:里道 幅員2.0m、間口約8.8m 西:里道、間口約3.9m			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	指定なし			
	地域地区	—			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建築基準法第22条区域			
施設整備状況	施設	事業者	配管等の状況		備考
	電気	小売電気事業者	—		
	上水道	綾部市上水道課	北側市道配管 内径200mm		
	下水道	綾部市下水道課	北側市道配管 内径200mm		
	ガス	LPガス取扱業者	—		
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「高津東」から約280m JR山陰本線「高津駅」から約380m				
※特記事項 1 本物件の境界は確定されています。(令和4年3月17日登記済み) 2 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。 3 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(Tel.0773-42-1815)にお問合せください。 4 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(Tel.0773-42-4296)にお問合せください。 5 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。					

注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

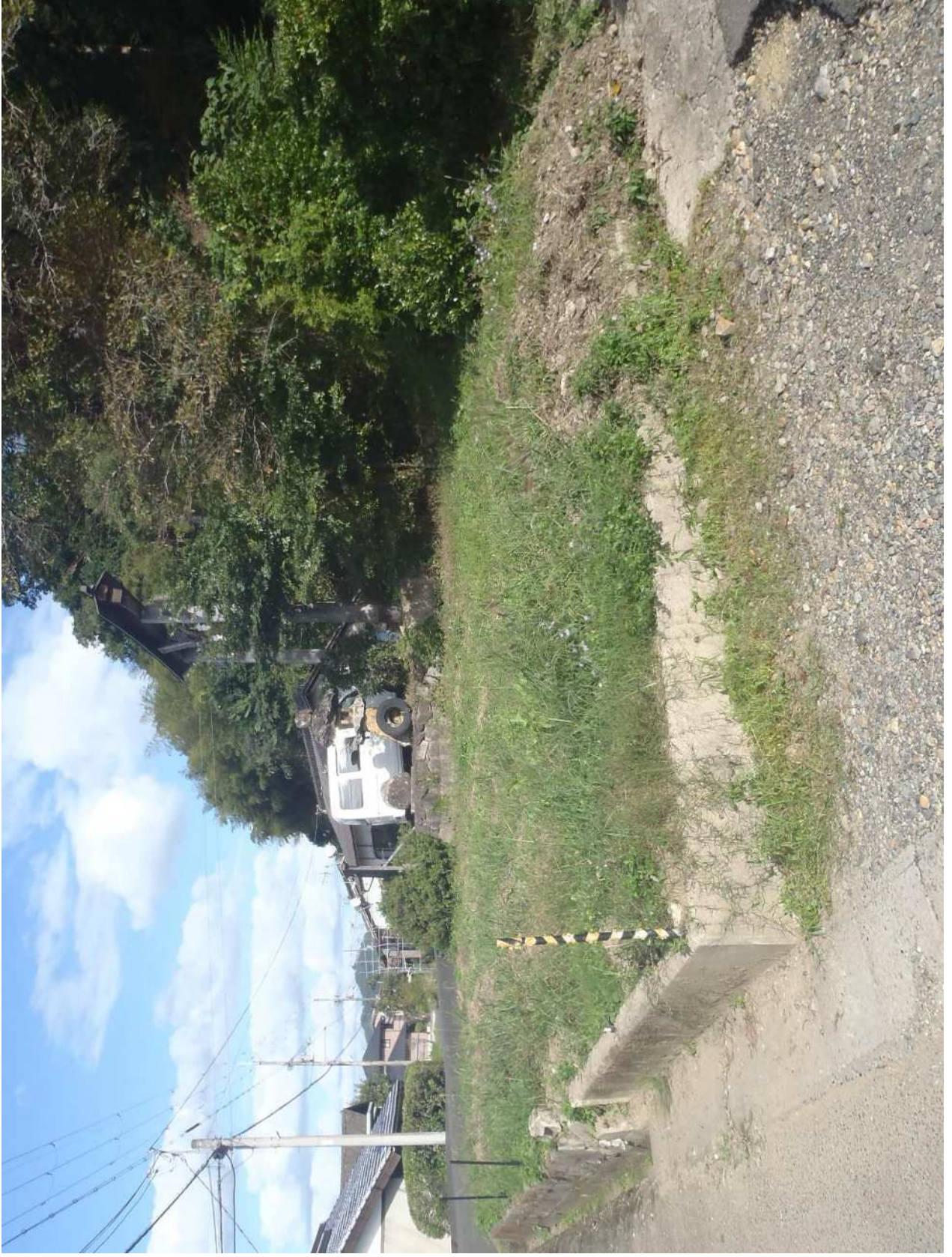
注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。

航空写真



現況写真（物件番号1）



物 件 調 書

物件番号2		最低売却価格		7,540,000円	
所在地		地目	登記面積	実測面積	
綾部市味方町宮ノ上50番11		宅地	308.93㎡	308.93㎡	
接面道路の状況		東:市道宮ノ上線 幅員約4.5m、間口約11.6m 南:市道味方住宅線 幅員約3.0m～約5.5m、間口約24.6m			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	地域地区	—			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建築基準法第22条区域			
施設整備状況	施設	事業者	配管等の状況	備考	
	電気	小売電気事業者	—		
	上水道	綾部市上水道課	東側市道配管 内径150mm 南側市道配管 内径75mm		
	下水道	綾部市下水道課	※令和6年度供用開始予定		
	ガス	LPガス取扱業者	—		
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「若宮酒造前」から約280m JR山陰本線「綾部駅」から約2.1km				
<p>※特記事項</p> <p>1 本物件の境界は確定されています。(令和4年1月4日登記済み)</p> <p>2 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。</p> <p>3 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(Tel.0773-42-1815)にお問合せください。</p> <p>4 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(Tel.0773-42-4296)にお問合せください。</p> <p>5 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。</p>					

注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。

物 件 調 書

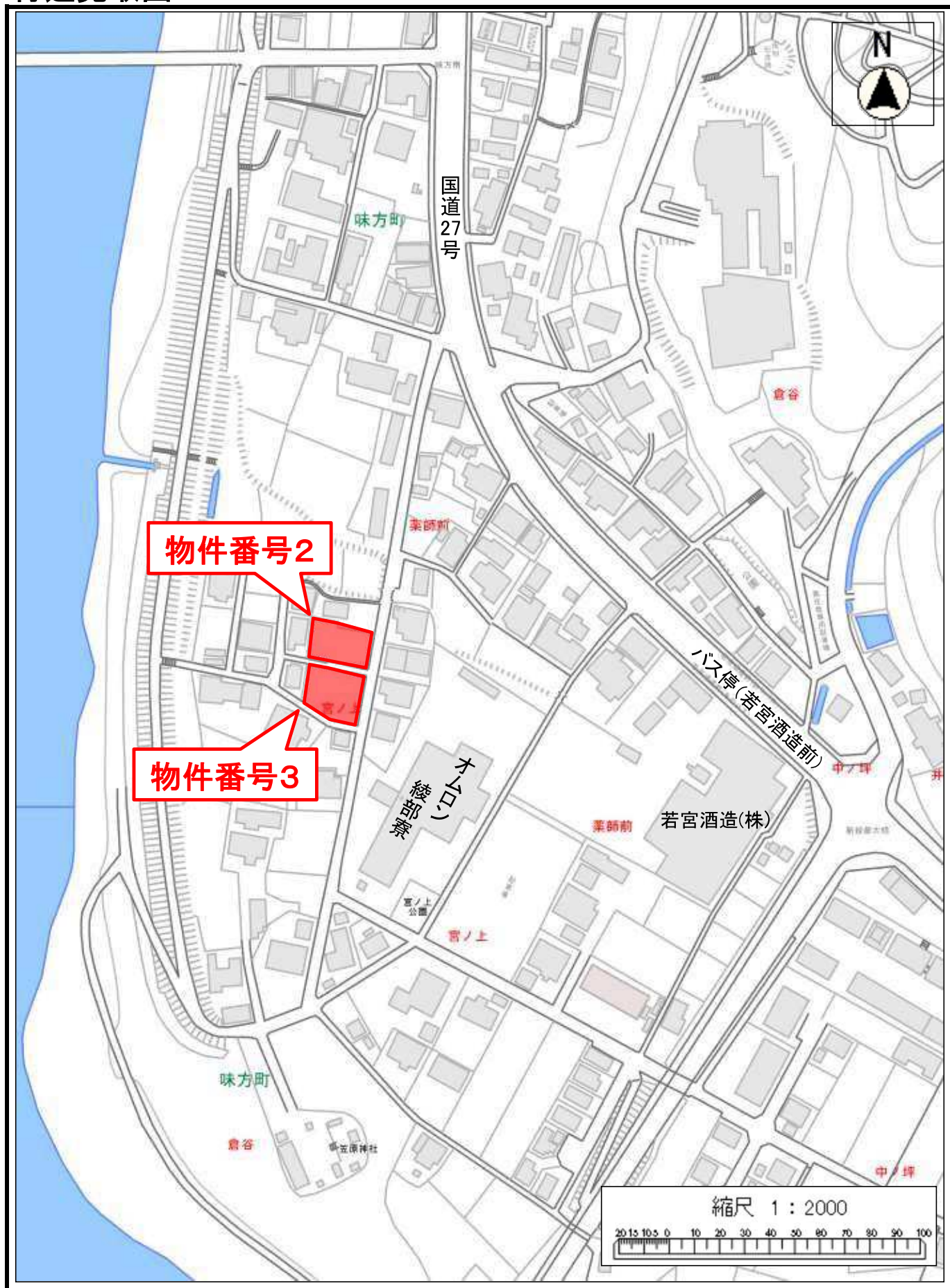
物件番号3		最低売却価格		9,060,000円	
所在地		地目	登記面積	実測面積	
綾部市味方町宮ノ上50番14		宅地	389.04㎡	389.04㎡	
接面道路の状況		東:市道宮ノ上線 幅員約4.5m、間口約15.6m 北:市道味方住宅線 幅員約3.0m～約5.5m、間口約21.5m			
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	第一種住居地域			
	地域地区	—			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他	建築基準法第22条区域			
施設整備状況	施設	事業者	配管等の状況	備考	
	電気	小売電気事業者	—		
	上水道	綾部市上水道課	東側市道配管 内径150mm 北側市道配管 内径75mm		
	下水道	綾部市下水道課	※令和6年度供用開始予定		
	ガス	LPガス取扱業者	—		
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「若宮酒造前」から約280m JR山陰本線「綾部駅」から約2.1km				
<p>※特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本物件の境界は確定されています。(令和4年1月4日登記済み) 2 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。 3 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(Tel.0773-42-1815)にお問合せください。 4 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(Tel.0773-42-4296)にお問合せください。 5 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。 					

注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。

付近見取図



航空写真



現況写真（物件番号2）



現況写真（物件番号3）



綾部市公告第113号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和4年10月17日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 1 1 5 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 4 年 1 0 月 2 1 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第 1 1 6 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 4 年 1 0 月 2 1 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第 1 1 7 号

橋りょう長寿命化対策事業、市道瀬尾谷線（大手小橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 9 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道瀬尾谷線（大手小橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 9 . 6 m W = 4 . 6 7 m
橋梁補修工 1 橋 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 1 1 月 2 2 日から
令和 5 年 3 月 2 1 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月24日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は870円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月27日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年10月28日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月4日(金)から

令和4年11月7日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月9日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月14日(月) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月15日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月16日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

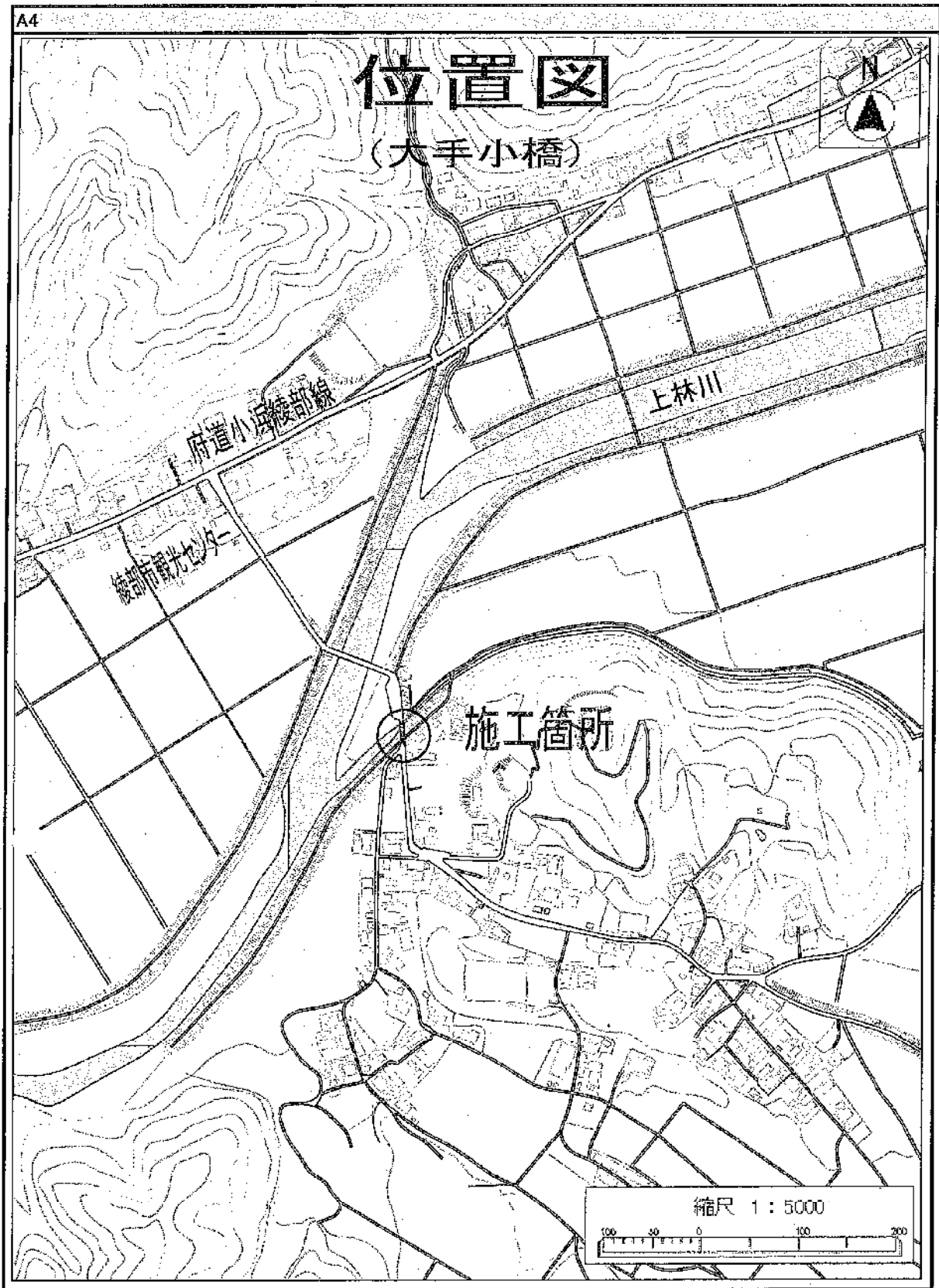
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 8 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、4 災第 2905 号 市道国道薬師谷線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 9 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 4 災第 2905 号 市道国道薬師谷線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 1 2 m W = 4 . 3 m
コンクリートブロック積 A = 5 7 m ²
小口止 N = 2 箇所
取付工 (石積) A = 1 3 m ²
ガードレール設置・撤去 L = 1 6 m
植生工 (筋芝) A = 8 4 m ²
アスファルト舗装 A = 6 m ²
工事用道路 (敷砂利) L = 4 1 m
(単費分)
崩土除去 V = 2 8 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 1 1 月 2 2 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで (1 3 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は800円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年10月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月4日（金）から

令和4年11月7日（月）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年11月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年11月14日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年11月15日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月16日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

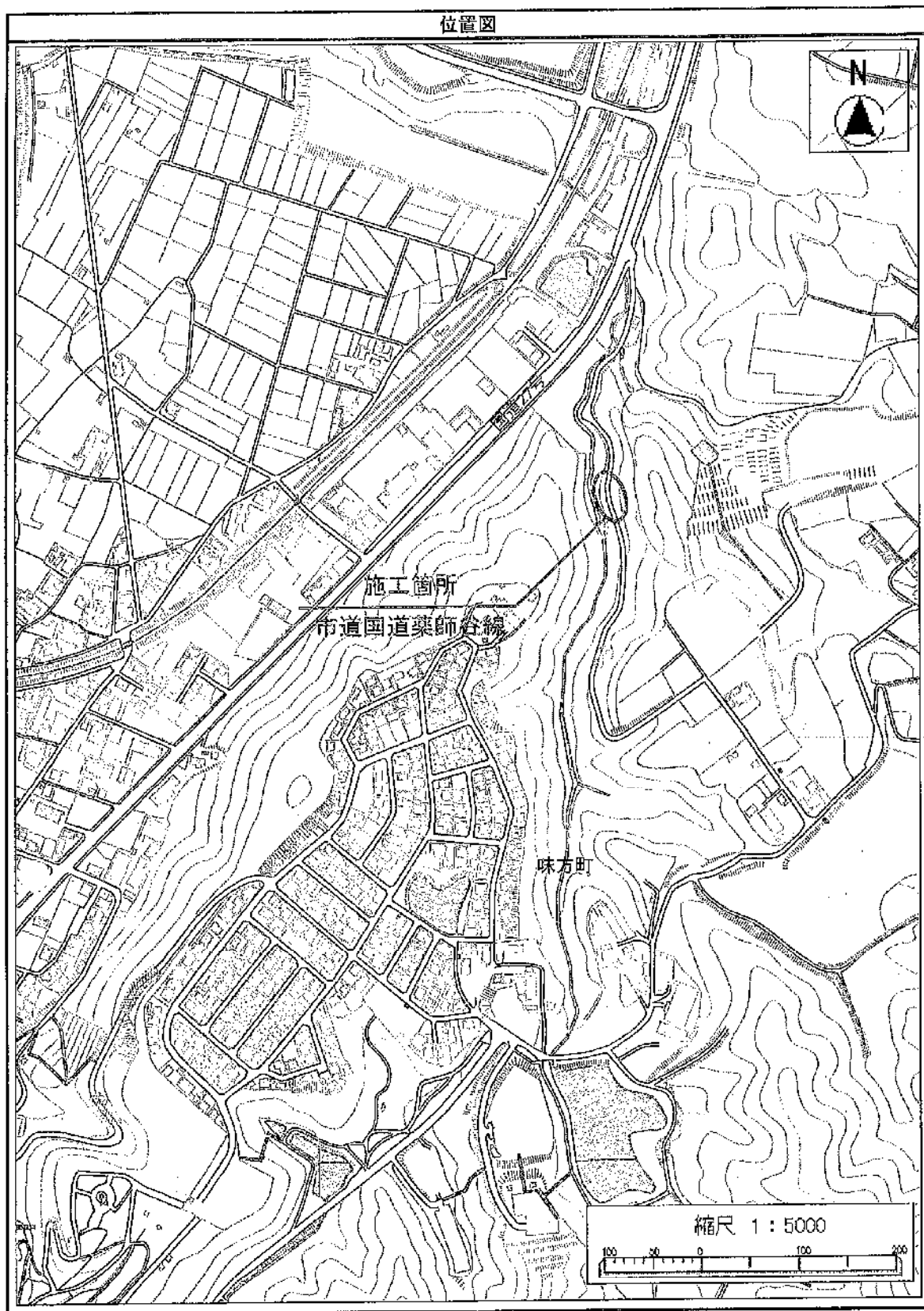
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 9 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、4 災第 2902 号 市道西山線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 9 2 号 |
| (2) 工 事 名 | 4 災第 2902 号 市道西山線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 1 5 . 2 m W = 2 . 6 ~ 2 . 9 m
コンクリートブロック積 A = 5 9 m ²
小口止 N = 2 箇所
雑工 (コンクリートブロック積) A = 2 m ²
取付工 (植生土のう) A = 1 m ²
植生工 (筋芝) A = 1 8 m ²
アスファルト舗装 A = 7 m ²
(単費分)
崩土撤去工 V = 9 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 1 1 月 2 2 日から
令和 5 年 3 月 2 1 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は720円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年10月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月4日（金）から

令和4年11月7日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年11月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和4年11月14日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年11月15日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和4年11月16日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

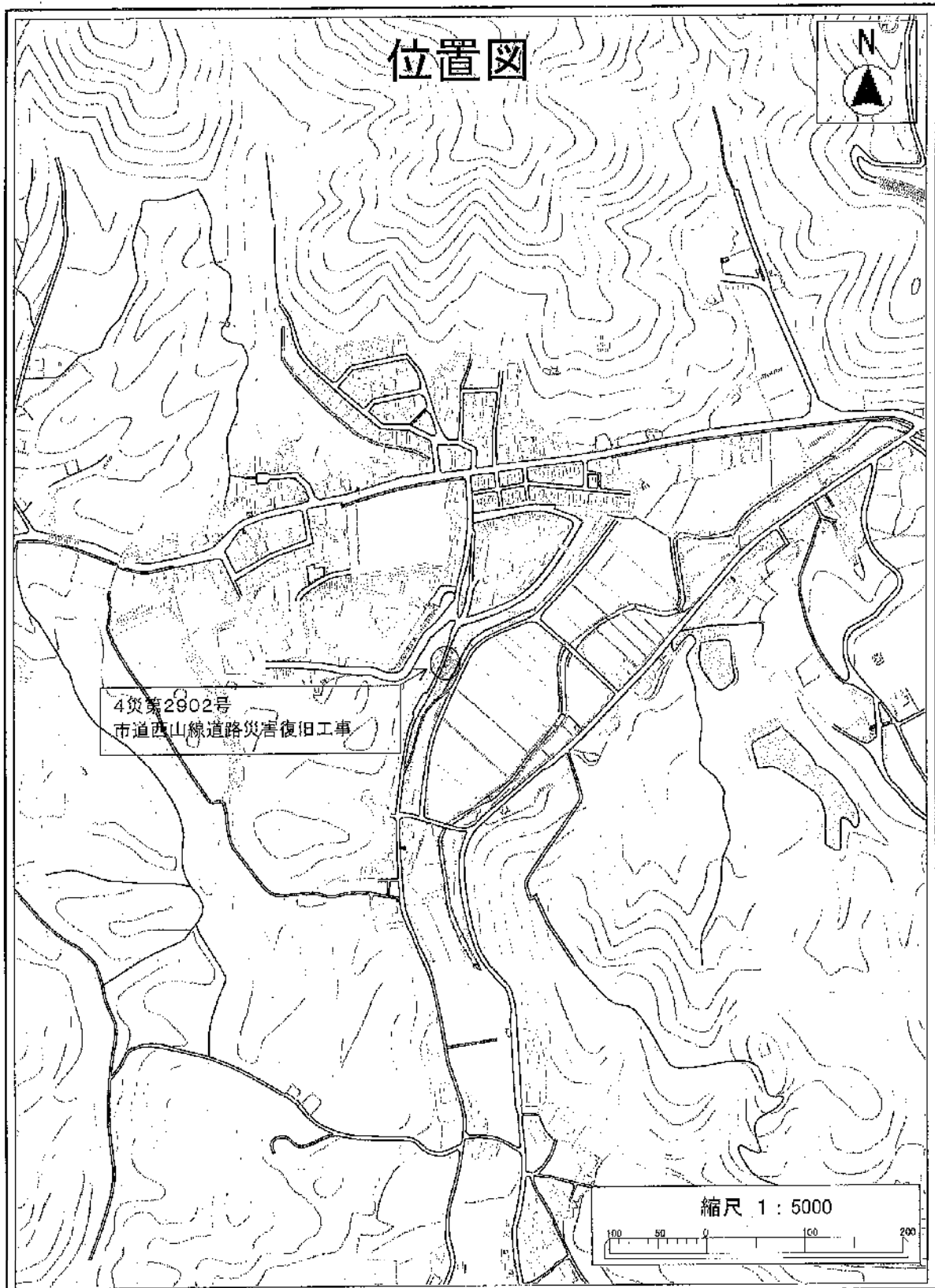
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第120号

道路整備事業、市道駅前宮代線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年10月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 98号 |
| (2) 工 事 名 | 市道駅前宮代線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市幸通（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=137.2m W=4.0~13.5m
アスファルト舗装工 A=686㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和4年11月22日から
令和5年 3月31日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年10月24日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年10月27日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年10月28日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年11月4日(金)から

令和4年11月7日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年11月9日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年11月14日(月) 午前9時から午後6時まで
令和4年11月15日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年11月16日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

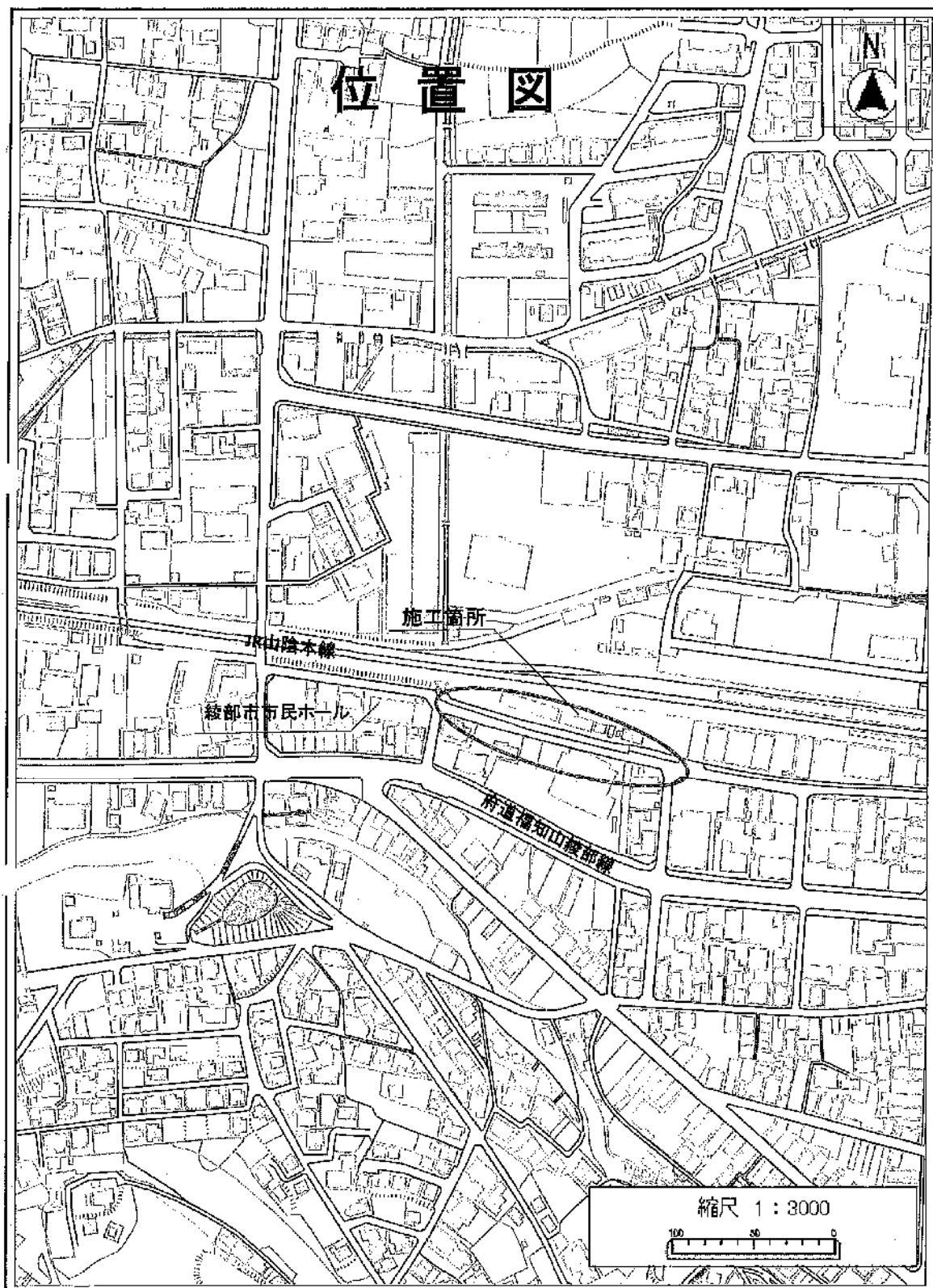
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 2 1 号

令和 4 年 1 0 月 1 1 日に綾部市公告第 1 0 4 号で公告を行った下記の工事について、
入札公告を取り下げます。

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

(1) 工事番号 第 5 0 4 8 3 号

(2) 工 事 名 公共下水道管渠築造 (4 - 1) 工事
公共下水道関連配水管布設替 (4 - 1) 工事

(3) 工事場所 綾部市味方町 (別添位置図参照)

(4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策
事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事
区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の
通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。

(5) 工事概要 (管渠築造)

管渠工 V U 2 0 0 L = 3 9 0 m

管渠工 V U 1 5 0 L = 9 2 m

マンホール設置工 N = 1 8 基

汚水柵及び取付管工 N = 2 7 箇所

(配水管布設替)

配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 1 5 0 L = 4 2 5 m

配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 7 5 L = 8 m

給水戸数 N = 1 5 戸

消火栓設置工 N = 3 基

仮設配水管工 一式

(6) 予定工期 令和 4 年 1 1 月 1 0 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで (1 4 2 日間)

2 理由

閲覧設計図書に不備が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市公告第 1 2 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 1 2 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第124号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和4年11月28日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和4年11月28日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和4年10月28日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 令和4年10月28日
至 令和4年11月28日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農政課

提出方法 書面によるものとする。

注意事項 (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。

(2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

(3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農政課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

綾部市教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第7回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年10月20日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年10月24日（月）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
議第23号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する
規程の改正について

綾部市教育委員会教育長訓令甲第4号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月17日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（16）の項中「産後8週間」を「産後1年」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月17日から施行する。